

加入・喪失・各種変更 免除・納付猶予 お手続きガイド

加入のお手続き

各種変更・資格喪失
のお手続き

年金手帳の再交付
のお手続き

保険料はいくら？

保険料の納付方法は？

申請免除・納付猶予
のお手続き

学生納付特例のお手続き

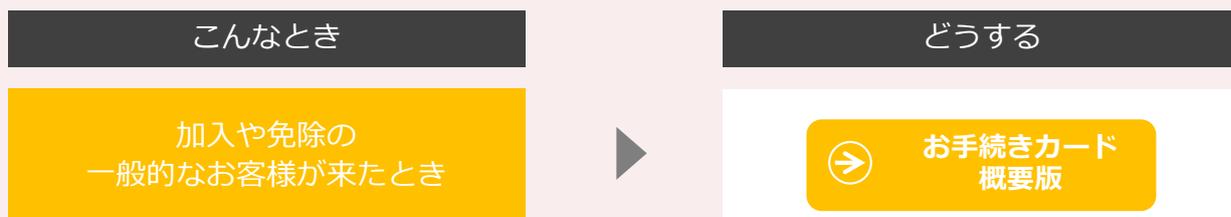
法定免除のお手続き

保険料負担と年金額
の関係は？

追納のお手続き

余白

加入・喪失・各種変更 免除・納付猶予 お手続きカード



詳細な説明が必要なお客様には



余白

国民年金の加入者

必ず加入しなければならない人

➔ 加入・喪失・変更
(No.1-6)

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになって
います。国民年金の加入者のことを被保険者といい、職業等により次の3種類に分類されます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
20歳以上60歳未満の自営業者 ・農林漁業者・学生・無職の人 など	会社員・公務員など厚生年金保 険や共済組合に加入している人	厚生年金保険や共済組合の加入 者に扶養されている配偶者で20 歳以上60歳未満の人
■加入手続き 市区町村の国民年金担当窓口で 行ってください。	■加入手続き 勤務先を通じて手続きを行いま す。	■加入手続き 配偶者の勤務先を通じて手続き を行います。
■保険料 自分で保険料を納めます。	■保険料 厚生年金の保険料を納めます。 (国民年金保険料が含まれます。)	■保険料 自分で保険料を納める必要はあ りません。

(注) 65歳以上70歳未満の被用者年金の被保険者のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当しません。そのため、その配偶者は第3号被保険者に該当しなくなります。

“今”も“将来”も“老後”も、国民年金は一生のリスクの備えです。

今の“まさか”に

障害基礎年金

病気やけがなどで障がい者になった際に受け取る年金。

将来の“まさか”に

遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなった際に、家族や子どもが受け取る年金。

老後の“安心”に

老齢基礎年金

65歳になったら生活費の一部として受け取る年金。

希望すれば加入できる人 ※ただし、加入は申し出たときからになります。

つぎの①～④のいずれかに該当する人は、希望すれば国民年金に任意加入することができます。

- ① 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する者
- ② 60歳未満の老齢（退職）年金受給権者
- ③ 60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期間が足りない人や年金額を満額に近づけたい人
- ④ 昭和40年4月1日以前生まれで、満65歳の時点において老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人（65歳以上70歳未満は老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまで任意加入することができます。）

➔ 海外任意
(No.4)

➔ 任意加入
(No.5)

加入手続き

お住まいの市区町村窓口で手続きしてください。
※ただし、①のうち、すでに海外に住んでいる人は、国内協力者の有無により手続き先が異なりますので申し出てください。

保険料

自分で保険料を納めます。
※ただし、左記の②～④の人は口座振替または、クレジット納付が原則となります。口座振替の場合は預（貯）金通帳・届出印、クレジット納付の場合はクレジットカードをご持参ください。

国民年金保険料と納め方

国民年金保険料の収納事務は、日本年金機構（年金事務所）が行っています。

✓ 第1号被保険者と任意加入被保険者の保険料

➔ 保険料
(No.8)

平成30年度の保険料（平成30年4月～平成31年3月）

定額保険料（月額） **16,340円** 付加保険料（月額） **400円**

- 付加保険料（**月額400円**）は定額保険料に加えて、より高い年金を受けられるようにするもので、本人の希望により納めることができます。
- 付加加入は申出をしたときからになります。
- 国民年金基金の加入員は、付加保険料を納めることはできません。

➔ 付加
(No.9)

✓ 保険料はいつまでに納めますか

納付期限は、「納付対象月の翌月末日」
と定められております。

保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万一の事故や病気で障害が残ったときの障害基礎年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金が受けられない場合があります。

✓ 保険料の納め方

➔ 保険料
(No.8)

口座振替

金融機関、郵便局、
コンビニ等の
窓口で納付

クレジット
カード納付

電子納付
(ペイジー)

※ 市区町村および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできませんので、ご了承ください。

✓ やりくり上手な納め方

➔ 前納
(No.10)

- 保険料を早めに納めること（前納）により**保険料が割引**になります。
 - **前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引**になります。
- ※ **クレジットカード納付および口座振替による前納の申し込み期限は、2年前納、1年前納および6カ月前納の上期分が2月末、6カ月前納の下期分が8月末となります。**

国民年金保険料を納めるのが困難なとき

国民年金制度は保険料を納めていただくことが原則です。しかし、失業や所得の減少等により、国民年金保険料を納めることができない場合があるため、免除や猶予制度があります。

✓ 申請免除

⇒ 申免、猶予 (No.16)

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得※が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

※1月から6月までに申請される場合は前々年所得

なお、学生の方は対象外のため、学生納付特例制度の対象となります。

審査対象者：本人・配偶者・世帯主

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は7月～翌年6月で行います。

保険料を納めることが困難な場合は、所得によって「**全額免除**」か「**一部免除**」があります。

※ 免除申請は年度毎の手続きが必要です。

免除制度の手続きをすると

(平成30年度)

例えば、 単身の場合	免除の種類	所得	免除期間中に納める保険料 (月額)
	全額免除	57万円	0円
4分の3免除	93万円	4,090円	
半額免除	141万円	8,170円	
4分の1免除	189万円	12,260円	

免除されると将来の年金は—

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格	年金額への反映	受給資格
全額免除	○	8分の4	○
4分の3免除	○	8分の5	○
半額免除	○	8分の6	○
4分の1免除	○	8分の7	○
保険料未納	×	×	×
学生納付特例	○	×	○
納付猶予	○	×	○

⚠️ ご注意ください！

一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ります。

国民年金保険料を納めるのが困難なとき

✓ 納付猶予

➔ 申免、猶予
(No.16)

50歳未満の方で国民年金保険料を納めるのが困難な方は、申請をして承認されると、保険料を納めることを猶予されます。(ただし学生は対象外)

審査対象者：**本人(50歳未満)**および**配偶者**

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は7月～翌年6月で行います。

✓ 学生納付特例

➔ 学特
(No.17)

学生で前年所得が基準額以下の方は、申請をして承認されると、保険料を納めることを猶予されます。

審査対象者：**学生本人**

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※審査は4月～翌年3月で行います。

学生とは、学校教育法に定める大学(大学院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校に在籍する学生。
※一部対象とならない学校もあります。

✓ 法定免除

➔ 法免
(No.18)

次に該当する国民年金の第1号被保険者は、届出れば保険料が免除されます。

1. 障害基礎年金、厚生年金などの被用者年金の障害年金 **(2級以上)** を受けている方
2. 生活保護法による **「生活扶助」** を受けている方 (※外国籍の方は申請免除の要件となります。)
3. **厚生労働大臣が指定する施設** (ハンセン病療養所、国立保養所など) に入所している方

✓ 追納

➔ 追納
(No.20)

保険料の**免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間**があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の**年金額が少なくな**ります。

将来受け取る**年金額を増やす**ために、**10年以内**であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める (**追納**する) ことができます。

国民年金その他の手続き先



こんなときは市区町村以外の窓口で手続きが必要です

こんなとき	どうする？	手続き先
配偶者の被扶養者が 20歳になったとき (厚生年金保険や共済組合に 加入していない人)	▶ 第3号被保険者の加入手続きをする	▶ 配偶者の勤務先
結婚や退職等で 配偶者の扶養に入ったとき	▶ 第3号被保険者への種別変更の手続きをする	▶ 配偶者の勤務先
配偶者が会社をかわったとき	▶ 引き続き第3号被保険者となる手続きをする	▶ 配偶者の 新しい勤務先
海外に居住するとき	▶ 任意加入する（国内協力者なし）	▶ 年金事務所



日本年金機構 年金事務所の電話番号

事務所名	業務内容	国民年金の資格・保険料に関する照会
日本年金機構 〇〇年金事務所国民年金課		00-0000-0000
日本年金機構 〇〇年金事務所		00-0000-0000

年金の請求など年金給付に関する照会

ねんきんダイヤル	0570-05-1165
	050ではじまる電話で おかけになる場合は 03-6700-1165

【受付時間】

月曜：午前8:30～午後7:00
 (月曜が休日の場合は火曜日)
 火～金曜日：午前8:30～午後5:15
 第2土曜日：午前9:30～午後4:00
 ※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日
 は利用できません。

一般的な国民年金の加入に関する照会

ねんきん加入者 ダイヤル	0570-003-004
	050ではじまる電話で おかけになる場合は 03-6630-2525

【受付時間】

月～金曜：午前8:30～午後7:00
 第2土曜日：午前9:00～午後5:00
 ※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日
 は利用できません。

ねんきん定期便・ねんきんネットに関する照会

ねんきん定期便・ ねんきんネット 専用ダイヤル	0570-058-555
	050ではじまる電話で おかけになる場合は 03-6700-1144

【受付時間】

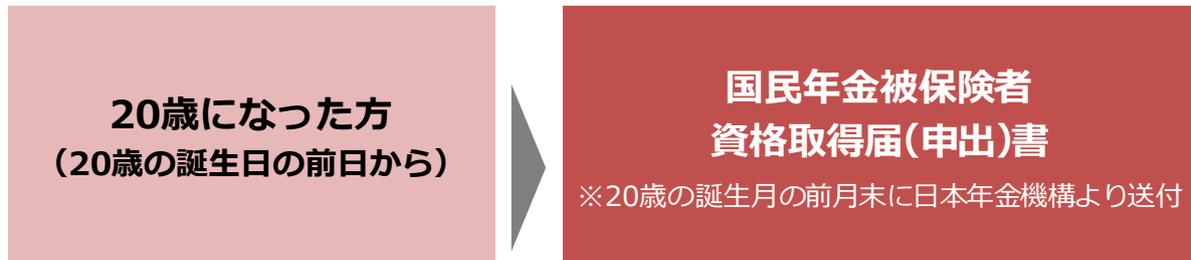
月～金曜日：午前9:00～午後7:00
 第2土曜日：午前9:00～午後5:00
 ※ 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日
 は利用できません。

余白

No.1-1 20歳になったとき

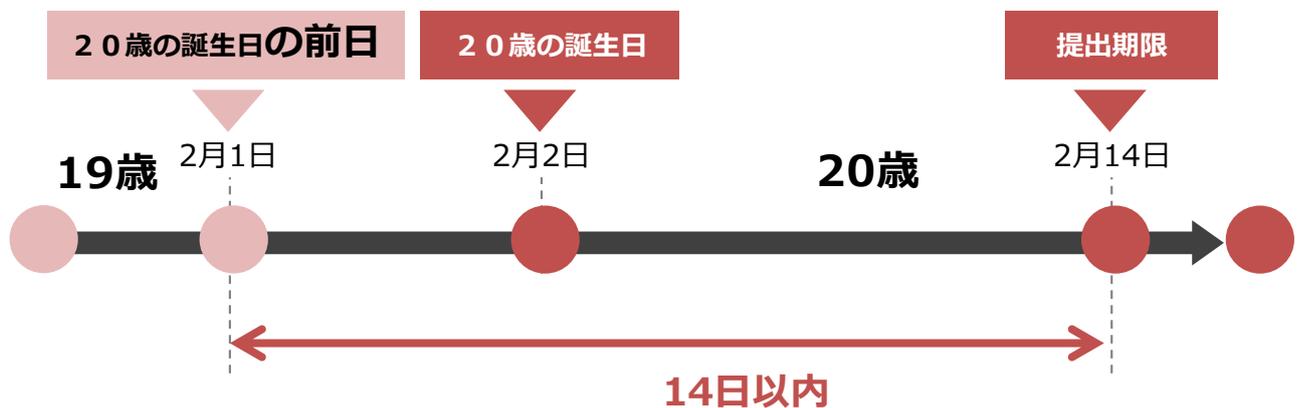
✓ 加入手続きの方法は？

➔ 届書等
(②)



届書は**14日以内**に市区町村窓口、もしくは近くの年金事務所に提出してください。(郵送も可)

例：誕生日が2月2日の場合



✓ 納付方法は？

➔ 保険料
(No.8)

✓ 納付が困難な場合



✓ 年金手帳の見本は？

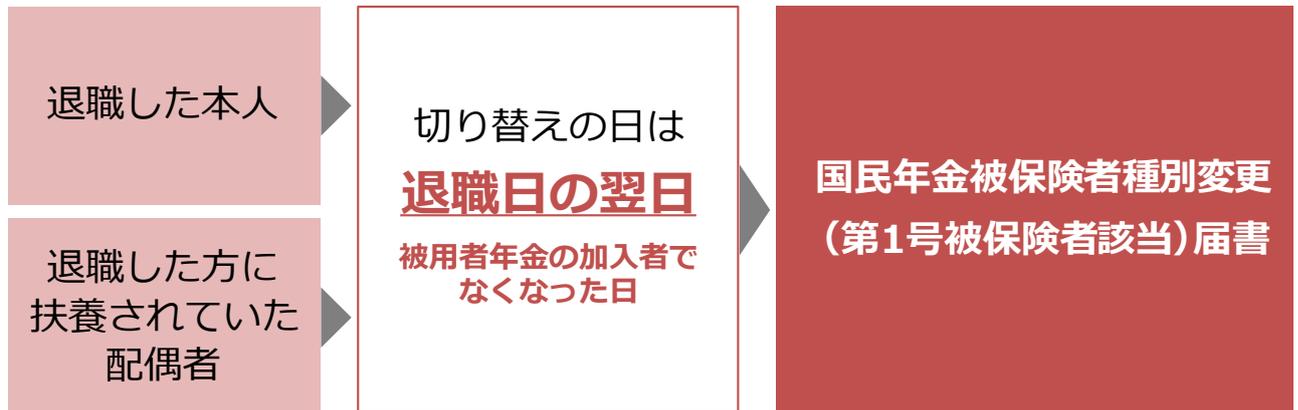
➔ 再交付
(No.7)

余白

No.2-1 会社を退職したとき

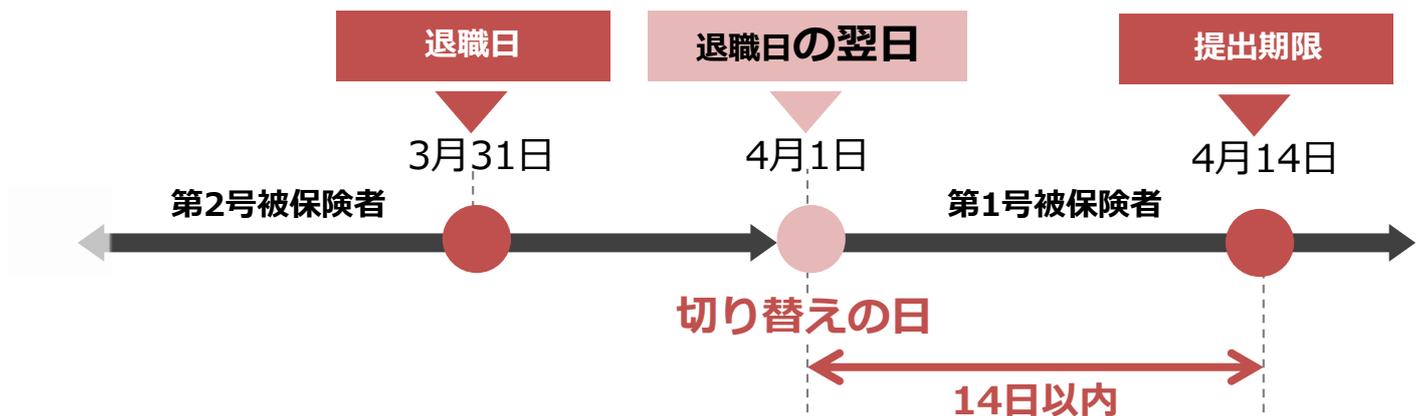
☑ 必要な手続きは？

➔ 届書等
(③)



※配偶者を扶養している場合、配偶者の方(第3号被保険者)のお手続きも必要です。

例：退職日が3月31日の場合



☑ 納付方法は？

➔ 保険料
(No.8)

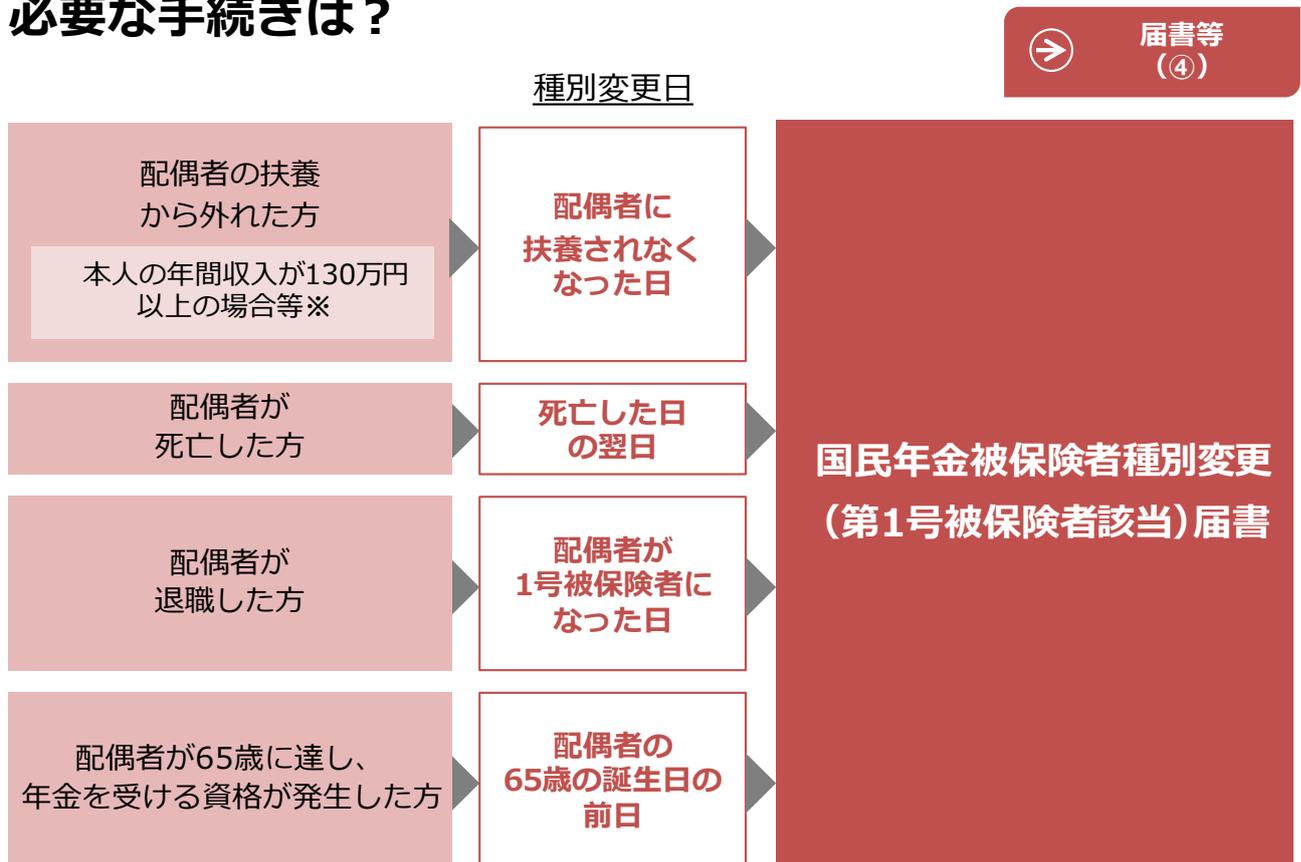
☑ 納付が困難な場合



余白

No.3-1 配偶者の被扶養者でなくなり切り替え手続きを行うとき

☑ 必要な手続きは？



※ 扶養から外れて国民年金の第1号被保険者に該当する場合は、**市区町村への種別変更の手続きを必ず行ってください。**

配偶者（夫または妻）が勤務する会社などを經由して、扶養から外れたことの届出を日本年金機構にも提出しても、市区町村への手続きが必要となります。

☑ 納付方法は？

➔ 保険料 (No.8)

☑ 納付が困難な場合



余白

No.4-1 海外に居住するとき

✓ 海外任意加入制度の内容

- 日本に住所を有しなくなった時は、強制加入被保険者ではなくなり、資格を喪失するため、喪失手続きが必要となりますが、**日本国籍の方**は国民年金に**任意加入**することができます。
- 任意加入された被保険者も国内で保険料を納めた方と同様に、保険料納付済期間に応じた**老齢基礎年金を受け取る**ことができます。
- **任意加入し、保険料を納めていれば、海外での生活において病気・ケガで障害が残った時や死亡した時に、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができます。**
- 任意加入しない場合、海外に居住していた期間は**合算対象期間**※となります。

※ 合算対象期間とは、老齢基礎年金などの受給資格期間として計算されますが、年金額には反映されない期間のことです。

➤ 合算対象期間
(老-No.4)



条件

- 日本国籍を有すること
- 20歳以上65歳未満の海外居住者または65歳以上70歳未満で年金受給資格期間が足りない方

※ 任意加入されている場合、保険料の免除や納付猶予制度、学生納付特例制度は利用できません。

※ 付加保険料を納付することで、将来の受給額を増やすことができます。

✓ お手続き窓口

海外任意加入をされる方	お手続きを行う窓口
国内協力者がいる方	最後にお住まいだった住所地の市区町村窓口
国内協力者がいない方	最後にお住まいだった住所を管轄する年金事務所
国内協力者がいない方で、日本国内に住所を有したことがない方	千代田年金事務所

No.4-2 海外に居住するとき

✓ 納付方法

 口座振替 日本国内の預貯金口座から引き落とす方法 ➔ 口座振替 (No.14)	 協力が 金融機関、郵便局、 コンビニ等の 窓口で納付 国内にいる親族等の協力が納める方法 ➔ 窓口 (No.13)	 クレジット カード納付 クレジットカードにより納める方法 ➔ クレジット (No.15)	 電子納付 (ペイジー) ネットバンキング等の電子媒体で納める方法 ➔ 電子納付 (No.13)
---	---	---	---

前払いによる割引制度があります。

➔ 前納 (No.10)

- 任意加入制度の加入または喪失は申出の手続きをお早めをお願いします。
- 任意加入は、さかのぼってすることはできません。
- 代理の方が窓口にご来訪される場合、委任状と身分証が必要になります。

✓ 日本国内に転入した（帰国した）場合のお手続き

国民年金の**強制加入被保険者となります**。その際には**手続きが必要**※ですので、転入された市区町村窓口にて手続きを行ってください。

※ これまでと同様の納付方法で納付する場合であっても、**再度、納付方法の申出**が必要となります。ただし、口座振替の場合は資格取得時に意思表示を行うことで、口座振替の申出を省略することができます（同月内に喪失と取得がある場合に限る）。

✓ 任意加入をやめるとき

➔ 届書等 (①)

任意加入をやめるときにも**手続きが必要**ですので、任意加入したときの手続きを行った窓口にてお問い合わせください。

No.5-1 任意加入するとき（高齢任意加入）



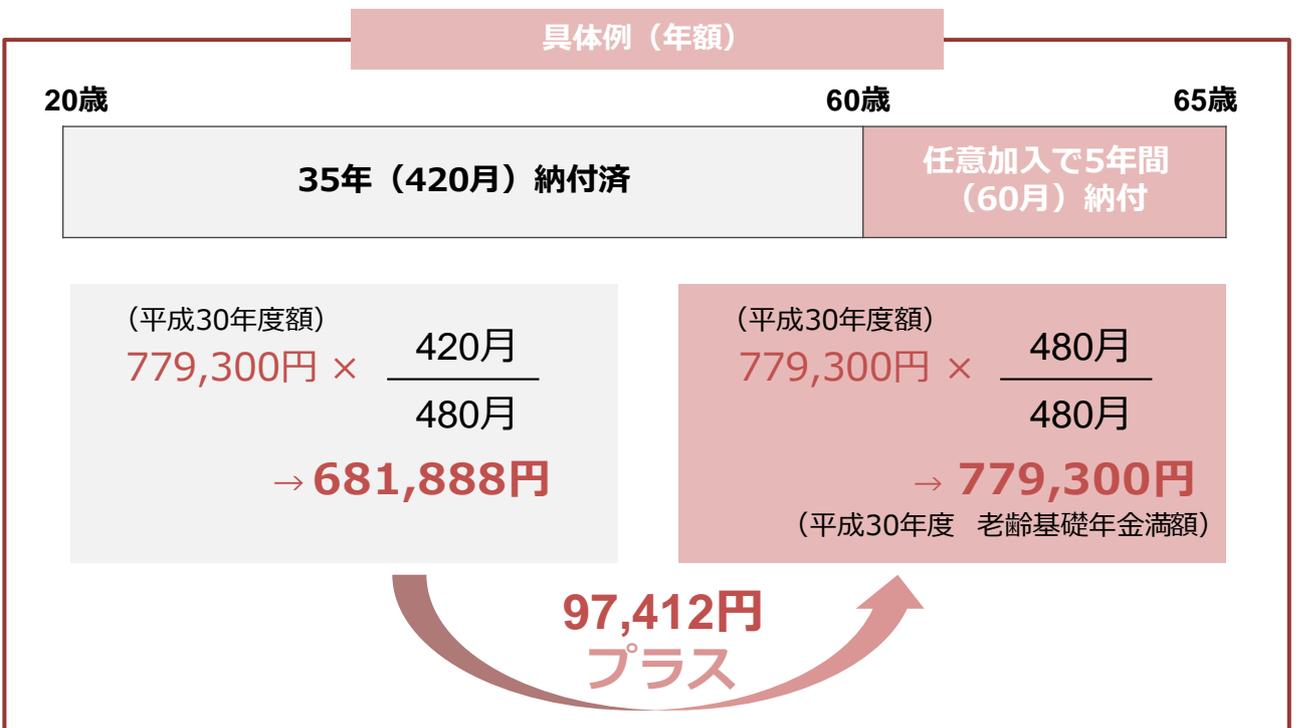
年金額を増やすには



届書等
(5)

60歳に達した日の属する月以後、65歳に達した日の属する月の前月までの間、厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰上げ受給をしていないときは、任意加入した上で保険料を納めることにより、年金額を増やすことができます。ただし、**申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。**

任意加入が可能な方	加入期間
年金額が満額に到達していない方	65歳になるまでの間 (満額になるまで)



60歳（65歳）に達した日 = 60歳（65歳）の誕生日の前日



納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、口座振替または、クレジットカード納付となっております。

※預金口座等を有しない方はご相談ください。



任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも**手続きが必要**ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

No.5-2 任意加入するとき（高齢任意加入・特例高齢任意加入）

✓ 受給要件を満たすためには

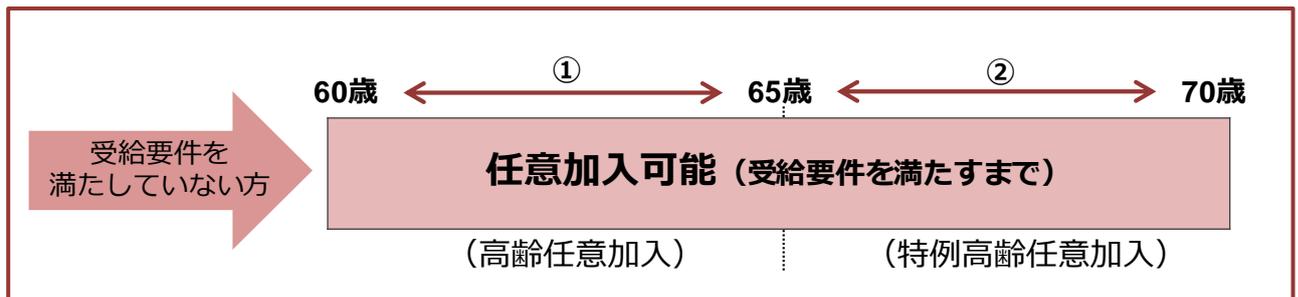
➔ 届書等
(5)

受給資格（120月以上の納付）を満たしていない場合、60歳に達した日の属する月以後（申出された月以後）70歳に達した日が属する月の前月までの間、任意加入した上で保険料を納めることにより、受給権を確保することができます。

ただし、申出された月より前にさかのぼって加入することはできません。

①の高齢任意加入で受給要件を満たさなかったときに、②の特例高齢任意加入が可能となります。

任意加入が可能な方	加入期間
① 受給要件（10年）を満たしていない方 または、年金額を増額させたい方	① 65歳になるまでの間
② 受給要件（10年）を満たしていない方 ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方	② 70歳になるまでの間 (受給要件を満たすまで)



60歳（70歳）に達した日 = 60歳（70歳）の誕生日の前日

✓ 納付方法



任意加入の保険料の納付方法は、
口座振替または、クレジットカード納付
となっております。

※預金口座等を有しない方はご相談ください。

✓ 任意加入をやめるとき

任意加入をやめるときにも手続きが必要ですので、お住まいの市区町村窓口にて手続きを行ってください。

No.6-1 資格を喪失したとき

☑ 必要な手続きは？

➔ 届書等
(7)



※1 第2号被保険者となる場合を除く。

※2 第2号被保険者または第3号被保険者となる場合を除く。

☑ 保険料

- 国民年金の保険料は、資格喪失日の属する月の前月分まで納付する必要があります。
- 資格取得日の属する月に資格を喪失した場合は、当月分を納付する必要があります。
(ただし、その後月末の時点で第2号被保険者または第3号被保険者である場合は、納付を要しません。)
- 保険料を前納している場合には、資格喪失日の属する月以後は還付されます。

(注) なお、被保険者資格を喪失した場合であっても、引き続いて任意加入などの被保険者資格を取得し、希望した場合には、引き続き被保険者期間に係る前納保険料として取り扱うことができます。

No.6-2 資格を喪失したとき

手続きに必要な書類

書類名	目的	備考
年金手帳または 基礎年金番号通知書	基礎年金番号の確認の ため	死亡届の場合は、必ずしも 要しません
共済組合員証	共済組合の資格取得日の 確認のため	共済組合に加入の場合
年金証書のコピー	—	退職を事由とした年金の 受給権を得た場合
委任状	—	本人以外が手続きするとき (ただし、世帯主は委任状が なくても届出が可能)

No.7-1 年金手帳再交付申請

✓ 年金手帳



届書等
(12)



<以前交付されていた年金手帳>

<現在交付している年金手帳>

✓ お手続き窓口

再交付申請をされる方	お手続きを行う窓口
国民年金第1号被保険者の方 任意加入被保険者の方	住所地の市区町村窓口
厚生年金保険または船員保険の被保険者の方	勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所（事業所経由または直接。郵送の場合は事務センターでも可）
国民年金第3号被保険者の方	配偶者の勤務する事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
厚生年金保険の第四種被保険者の方	住所地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
最後に加入の年金制度が国民年金であり、第1号被保険者または任意加入被保険者であった方	被保険者であった最後の住所地を管轄する年金事務所
最後に加入の年金制度が厚生年金保険または船員保険であった方	被保険者であった最後の事業所の所在地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）
最後に加入の年金制度が国民年金であり、第3号被保険者であった方	被保険者であった最後の住所地を管轄する年金事務所（郵送の場合は事務センターでも可）

○ 約1カ月半後、年金事務所より新しい年金手帳が送付されます。

※ 第1号被保険者で年金手帳の再交付をお急ぎの場合は、顔写真付き身分証明書をお持ちいただければ、年金事務所でも再交付のお手続きができます。

No.7-2 年金手帳再交付申請

年金手帳 (全体)

年金手帳

日本年金機構

○国民年金の加入者（被保険者）

- ・第1号被保険者 20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業従事者・自由業・無職などの人とその配偶者及び学生
- ・第2号被保険者 会社員・公務員などの厚生年金保険、共済年金の加入者
- ・第3号被保険者 20歳以上60歳未満の第2号被保険者に扶養されている配偶者
- ・任意加入被保険者 60歳以上65歳未満の希望する者、20歳以上65歳未満の在外邦人、65歳に達しても年金受給権が確保できない人は70歳まで

- 国民年金の第1号被保険者及び任意加入被保険者の方は、保険料を納める義務があります。保険料を納めないで、将来、受け取る年金額が少なくなったり、年金を受け取れない場合があります。
- 国民年金保険料の納付は、便利で納め忘れがない口座振替をお勧めします。

年金手帳

高齢年金番号 _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

性別 _____

交付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

変更後の氏名 _____ (平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日変更)

変更後の氏名 _____ (平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日変更)

注意事項

この年金手帳は、あなたが将来年金を受けるために必要となりますので、大切に保管してください。

また、次のような場合の届出などにこの年金手帳の提出が必要になります。

- 新たに厚生年金保険や国民年金に加入するとき
- 氏名を変更したとき
- 年金や一時金の請求をするとき
- 年金や一時金についての相談を要するとき

この年金手帳を過って破ってしまったり、紛失してしまった場合は、直ちに再交付の申請を行ってください。

国民年金の記録(1)

(第2号被保険者以外の被保険者用)

被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日	被保険者の種別	被保険者でなくなった日又は被保険者の種別等の変更があった日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

国民年金の記録(2)

(第2号被保険者以外の被保険者用)

被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日	被保険者の種別	被保険者でなくなった日又は被保険者の種別等の変更があった日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

国民年金の記録(3)

(第2号被保険者以外の被保険者用)

被保険者となった日又は被保険者の種別等の変更があった日	被保険者の種別	被保険者でなくなった日又は被保険者の種別等の変更があった日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	1号・任 3号	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

厚生年金保険の記録(1)

事業所名 船舶所有者名	所在地	被保険者 となった日	被保険者で なくなった日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

厚生年金保険の記録(2)

事業所名 船舶所有者名	所在地	被保険者 となった日	被保険者で なくなった日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

厚生年金保険の記録(3)

事業所名 船舶所有者名	所在地	被保険者 となった日	被保険者で なくなった日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

被保険者の行う届出

20歳から60歳までの40年間、だれもが公的年金制度に加入します。

この間、私たちが働き、そのついでに厚生年金保険料を納め、国民年金は、次のようになります。

○第1号被保険者

- 国民年金の第1号被保険者となったとき
- 国民年金の第2号被保険者となったとき
- 国民年金の第3号被保険者となったとき
- 国民年金の第4号被保険者となったとき
- 国民年金の第5号被保険者となったとき
- 国民年金の第6号被保険者となったとき
- 国民年金の第7号被保険者となったとき
- 国民年金の第8号被保険者となったとき
- 国民年金の第9号被保険者となったとき
- 国民年金の第10号被保険者となったとき
- 国民年金の第11号被保険者となったとき
- 国民年金の第12号被保険者となったとき
- 国民年金の第13号被保険者となったとき
- 国民年金の第14号被保険者となったとき
- 国民年金の第15号被保険者となったとき
- 国民年金の第16号被保険者となったとき
- 国民年金の第17号被保険者となったとき
- 国民年金の第18号被保険者となったとき
- 国民年金の第19号被保険者となったとき
- 国民年金の第20号被保険者となったとき

○第2号被保険者が行う届出

- 国民年金の第2号被保険者となったとき
- 国民年金の第3号被保険者となったとき
- 国民年金の第4号被保険者となったとき
- 国民年金の第5号被保険者となったとき
- 国民年金の第6号被保険者となったとき
- 国民年金の第7号被保険者となったとき
- 国民年金の第8号被保険者となったとき
- 国民年金の第9号被保険者となったとき
- 国民年金の第10号被保険者となったとき
- 国民年金の第11号被保険者となったとき
- 国民年金の第12号被保険者となったとき
- 国民年金の第13号被保険者となったとき
- 国民年金の第14号被保険者となったとき
- 国民年金の第15号被保険者となったとき
- 国民年金の第16号被保険者となったとき
- 国民年金の第17号被保険者となったとき
- 国民年金の第18号被保険者となったとき
- 国民年金の第19号被保険者となったとき
- 国民年金の第20号被保険者となったとき

○第3号被保険者が行う届出

- 国民年金の第3号被保険者となったとき
- 国民年金の第4号被保険者となったとき
- 国民年金の第5号被保険者となったとき
- 国民年金の第6号被保険者となったとき
- 国民年金の第7号被保険者となったとき
- 国民年金の第8号被保険者となったとき
- 国民年金の第9号被保険者となったとき
- 国民年金の第10号被保険者となったとき
- 国民年金の第11号被保険者となったとき
- 国民年金の第12号被保険者となったとき
- 国民年金の第13号被保険者となったとき
- 国民年金の第14号被保険者となったとき
- 国民年金の第15号被保険者となったとき
- 国民年金の第16号被保険者となったとき
- 国民年金の第17号被保険者となったとき
- 国民年金の第18号被保険者となったとき
- 国民年金の第19号被保険者となったとき
- 国民年金の第20号被保険者となったとき

備忘録

年金を受けた方			
制度名	年金(一時金)の種類	備考	
		(年金受給の基礎年金番号および年号) (コード、風通し手帳を受けた日号)	
共済組合員であった方			
共済組合名	勤務先	組合員となった日	組合員でなくなった日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
		昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日	昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

年金は世代と世代の支え合い

年金についての相談
年金についてわからないことがあるときは、この手帳を持ってお近くの年金事務所にご相談ください。
なお、国民年金については、市区町村役場でも相談できます。

No.8-1 保険料額について

✔ 国民年金の保険料（平成30年度の額）

平成30年度の保険料（平成30年4月～平成31年3月）

定額保険料（月額） **16,340円** 付加保険料（月額） **400円**

※国民年金保険料は社会保険料控除の対象となります。

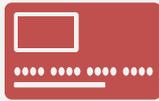
➔ 付加
(No.9)

✔ 国民年金保険料の納付義務

国民年金保険料を納付することは法律で義務付けられております。

納付しない場合は、日本年金機構が委託している民間事業者から納付のご案内がされたり、日本年金機構によりご自身や連帯納付義務者である配偶者、世帯主の銀行口座等が差押えられることがあります。

✔ 納付方法

 口座振替	 金融機関 郵便局、 コンビニ等の 窓口で納付	 クレジット カード納付	 電子納付 (ペイジー)
➔ 口座振替 (No.14)	➔ 窓口 (No.13)	➔ クレジット (No.15)	➔ 電子納付 (No.13)

※ 市区町村および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできませんので、ご了承ください。

早割制度（口座振替）

- 通常：翌月末日振替
- 早割：当月末日振替 ⇒年間600円（月額50円）の割引

前納制度

- 保険料をまとめて納めることにより保険料が割引になります。
- 前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引が大きくなります。

➔ 前納
(No.10)

余白

No.9-1 付加保険料と付加年金

✓ 付加保険料

定額保険料（平成30年度：16,340円）に加えて、付加保険料（月額400円）を納めた場合、年金受給時に年額で【200円×付加保険料を納めた月数】の付加年金が加算されます。

- 付加保険料を納めた場合は、以下の年金額を受け取れます。



※ 付加年金は定額のため、物価スライド（増額・減額）はありません。

- 1カ月間付加保険料を納めた場合



年金を受け取り始めて2年で、納付した付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

✓ 注意事項

➔ 届書等
(13)

- 付加保険料を納めるためには申込みが必要です。
- 付加保険料の納付は、申込みをした月分からとなります。
- 納付期限は、翌月末日となっています。
- 納付期限を経過した場合でも、期限から2年間は付加保険料を納めることができます。
- 付加保険料を納付することを希望しなくなった場合は、付加保険料納付辞退申出書の提出が必要となります。
- 国民年金基金に加入している方は付加保険料を納めることはできません。
- 定額保険料が未納で付加保険料のみ納付したときは、付加保険料も未納になってしまいます。

余白

No.10-1 前納制度

✓ 前納とは

- 保険料をまとめて納めることにより**保険料が割引**になる制度です。
- **前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引が大きくなり**ます。

※クレジットカード納付と電子納付は現金納付と同様の割引額になります。

※口座振替申出後、引き続き第1号被保険者である場合は、翌年の申出は不要です。

- 前納の種類には下記の種類があります。
 - ・「2年前納」 ・「1年前納」 ・「6ヵ月前納」 ・「早割（口座振替のみ）」
 - ・「平成31年3月までの前納」 ・「平成32年3月までの前納」

✓ 2年前納とは

- **2年度分の保険料をまとめて納める**ことができる制度です。
- 毎月納付する場合に比べ**割引**になります。
 - ・ 口座振替の場合：**2年間で15,650円の割引**
 - ・ 現金・クレジットカード納付の場合：**2年間で14,420円の割引**



届書等
(18)

※ 2年前納額は、**毎年2月下旬**に公表されます。

※ 実際に口座から引き落とされる金額は、**「国民年金保険料口座振替額通知書」**にてご確認願います。

✓ 前納保険料額



参考資料

<平成30年度の金額>

※ () 内は割引額

納付方法		1ヵ月分	6ヵ月分	1年分	2年分
割引がない場合		16,340円	98,040円	196,080円	393,000円
前納	現金支払 クレジットカード納付	※前納制度なし	97,240円 (△800円)	192,600円 (△3,480円)	378,580円 (△14,420円)
	口座振替	16,290円 (△50円)	96,930円 (△1,110円)	191,970円 (△4,110円)	377,350円 (△15,650円)

※ 割引額は年利4%の複利現価法によって計算した額です。

※保険料額が30万円を超える場合は、コンビニエンスストアでは納付できません。

No.10-2 前納制度

✓ 手続き方法

クレジット納付の場合は・・・

➔ クレジット
(No.15)

お申し込み期限（口座振替）：



- 郵送の場合、郵便物の到着までに日数がかかりますので、早めの投函をお願いします。

引き落とし日：

6カ月前納	4月～9月分	4月末日
	10月～翌年3月分	10月末日
1年前納	4月～翌年3月分	4月末日
2年前納	4月～翌々年3月分	4月末日

※ 振替日が休日の場合は翌営業日に振替されます。

お申し込み方法：

➔ 届書等
(17)

- 「前納」で納付するためにはお手続きが必要です。
- 「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」に必要事項を記入の上、預貯金口座をお持ちの金融機関（郵便局を含む）の窓口、または年金事務所にご提出（郵送も可）ください。
- 口座振替のお申し込みには、基礎年金番号の記入が必要です。年金手帳や納付書で基礎年金番号をご確認ください。また、金融機関届出印の押印が必要となります。金融機関届出印や口座名義人氏名に誤りがあると、手続きが間に合わない場合がありますのでご注意ください。

No.11-1 後納（平成30年9月までの制度）



後納制度



届書等
(14)

後納制度とは、時効により納めることができない期間の国民年金保険料について、**平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年分まで納めることができる制度**です。この後納制度を利用することで、年金額を増やすことはもちろん、納付した期間が不足したことにより年金の受給ができなかった方が年金受給資格を得られる場合があります。

※過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了しました。

後納する保険料額は政令で定める額を加算した額となります。

対象年度	平成30年度中に後納する場合の1ヵ月分の保険料額（円）		
	当時の保険料額 (A)	政令で定める加算額 (B)	後納する保険料額 (A) + (B)
平成25年度	15,040	540	15,580
平成26年度	15,250	340	15,590
平成27年度	15,590	170	15,760
平成28年度	16,260	0	16,260
平成29年度	16,490	0	16,490

※加算額は、毎年度、改定されます。



お問い合わせ先

ねんきん加入者
ダイヤル

0570-003-004
050ではじまる電話で
おかけになる場合は
03-6630-2525

【受付時間】
月～金曜：午前8:30～午後7:00
第2土曜日：午前9:00～午後5:00
※ 祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日
は利用できません。

余白

余白

余白



現金で納付するとき

- 「領収（納付受託）済通知書」を使用し、「**納付期限**」までに**銀行などの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア**で納めてください。
- **市区町村および年金事務所の窓口**では、**国民年金保険料を納めることはできません**ので、ご了承ください。

国民年金保険料が納付できるコンビニ店舗一覧

● セブン-イレブン	● ローソン
● ファミリーマート	● ミニストップ
● サークルKサンクス	● セイコーマート
● 山崎製パン - デイリーヤマザキ - ヤマザキスペシャルパートナーショップ - ニューヤマザキデイリーストア	● コミュニティ・ストア
● ポプラグループ - ポプラ - 生活彩家 - くらしハウス - スリーエイト	● セーブオン
	● MMK設置店 ※ MMK端末とは、株式会社しんきん情報サービスが設置する公共料金収納端末のことです。



納付書見本

領収（納付受託）済通知書 (国庫金) 国民年金

02401 0343 6118 00066421 厚生労働省年金局 (国民年金)

納付目的
国民年金保険料 ()

納付金額
56005

納付期間
年月分

納付書発行年月日
年月日

印
00500

あて先 個人受取書 〒100-8816
厚生労働省年金局事務管理課長 東京都千代田区霞が関1-2-2 5階

納付場所 日本銀行本店、支店、代理店又は導入代理店、納付取扱機関、
日本年金機構の年金事務所（詳しくは裏面をご覧ください）

注 国民年金保険料の納付は、必ず納付期限までに納付してください。

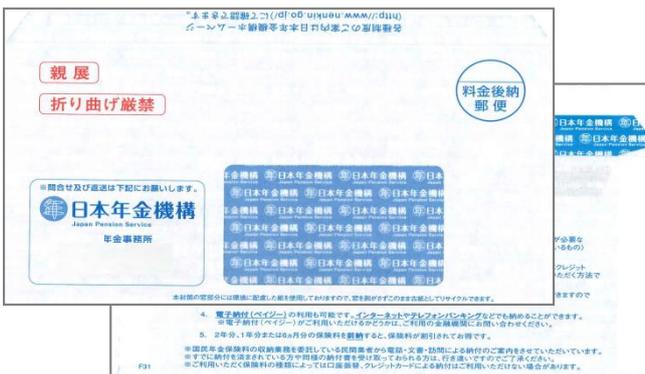
※裏面のご説明をお読みください。

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

ATM、ネットバンキングでの
支払いは・・・



※ 納付方法の詳細については、
納付書の裏面をご確認ください。

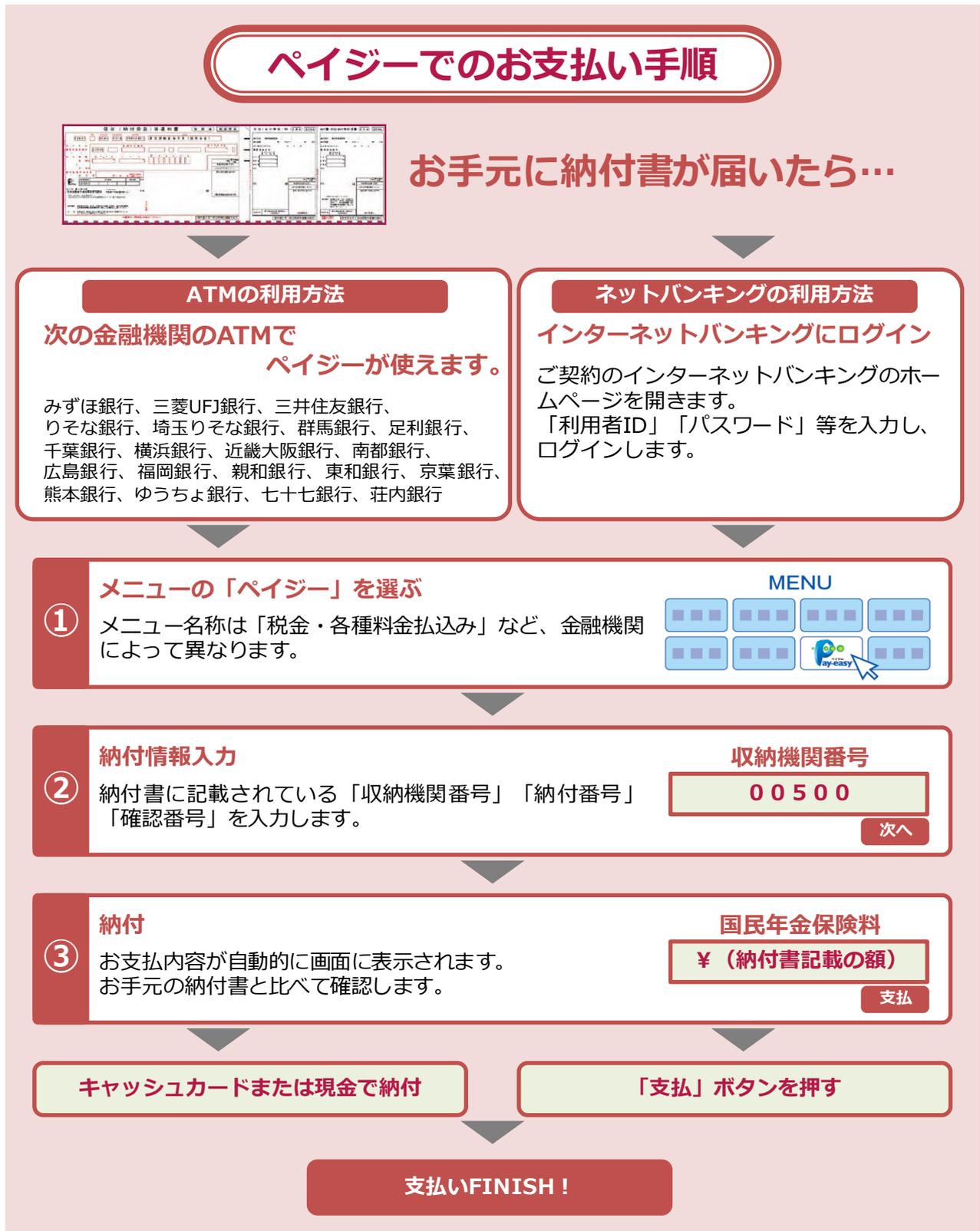


<年金事務所発送封筒>



<日本年金機構本部発送封筒>

☑ 電子納付（ペイジー）



ペイジー

検索

<http://www.pay-easy.jp>

日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・日本マルチペイメントネットワーク運営機構

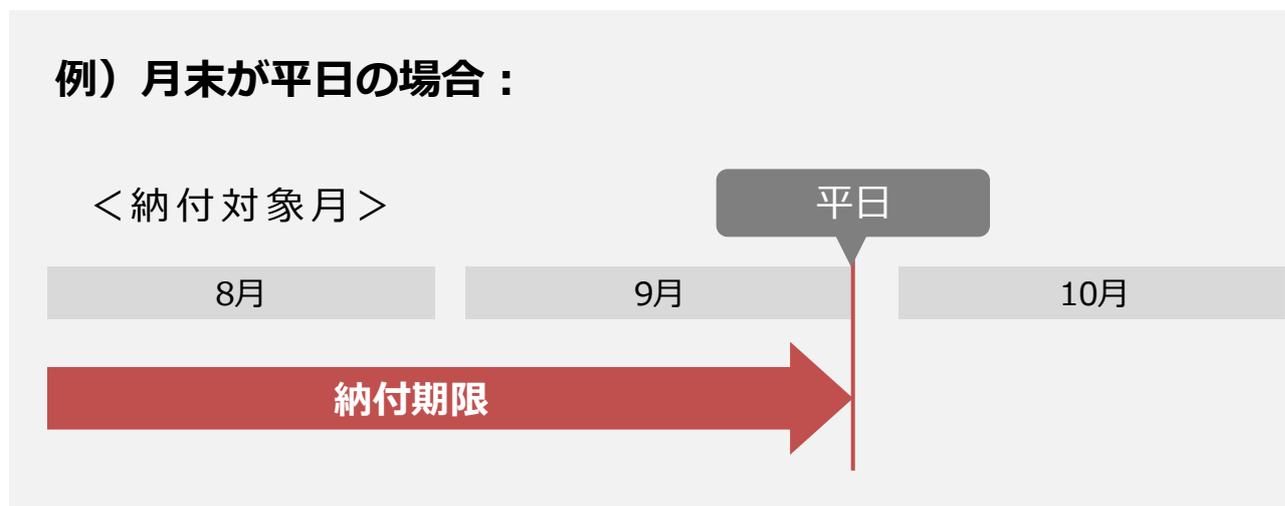


※日本マルチペイメントネットワーク推進協議会・日本マルチペイメントネットワーク運営機構より引用

☑ 注意事項

納付期限は、「**納付対象月の翌月末日**」と定められております。
月末が土曜日、日曜日、休日等にあたる場合は翌月最初の金融機関等の営業日となります。

例) 月末が平日の場合：



例) 月末が土曜日・日曜日・休日等の場合：



納付期限までに保険料を納めていないと**障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できない**場合がありますので、忘れずに納めてください。

※なお、納付書の「納付期限」とは、納付対象月の翌月末日のことをいい、納付書の「使用期限」とは、その納付書が使用できなくなる日をいいます。

- ① 納付期限から2年を経過した場合は、時効により納付できなくなります。
- ② 2年を経過した場合でも後納制度を利用し、納付できる場合がありますので、お近くの年金事務所までご連絡ください。

余白

✓ 口座振替のメリット

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。

✓ 手続き方法

➔ 届書等
(17)

- 申込用紙（「**国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書**」）に必要事項を記入し、お近くの**年金事務所または金融機関**の窓口提出していただくか、年金事務所に郵送してください。
- 申込用紙は、金融機関、年金事務所の窓口で備え付けているほか、日本年金機構のホームページからプリントアウト（白黒でも可）することもできます。

※ 申込用紙にご記入の際は、指定預金口座の届出印、氏名と口座名義の確認をお願いいたします。

✓ 口座振替の早割制度とは

通常は翌月末に行われる口座振替を、当月末に行い、早めに納めていただくことで保険料を割引（**年間600円（月額50円）**）する制度です。

- 早割制度は、平成17年4月から開始された制度です。従来から口座振替で毎月納付いただいている方も**早割に変更するためには、あらためて申し込みが必要**です。
- 口座振替が開始されるまで、**2カ月程度かかります**のであらかじめご了承ください。

☑ 注意事項



届書等
(18)

- お申込みから数週間後に、「国民年金保険料口座振替開始（変更）のお知らせ」 および 「国民年金保険料口座振替額通知書」 をお送りします。
- 翌年度以後は、毎年（2年前納は隔年）4月中旬に「国民年金保険料口座振替額通知書」 をお送りします。

残高不足にならないように口座の確認をお願いします

残高不足の場合には、各月中旬に振替不能のお知らせ（ハガキ）をお送りすると共に、以下の取り扱いとなりますので、ご注意ください。

翌月末振替、当月末振替（早割）の場合：

① 翌月にもう一度だけ再振替します。

例：9月分が振替不能
次回に9月分と10月分を合わせて振替
します。

② 再振替できなかった場合

後日、納付（案内）書が送付されます
ので、金融機関やコンビニエンススト
ア等の窓口で納めてください。

※再振替につきましては、当月末振替（早割）による割引は受けられません。

2年前納の場合：

翌年の前納振替までの間は、
自動的に翌月末振替となります。

翌年の前納振替時に再び2年前納分の
口座振替が行われます。

1年前納、6カ月前納の場合：

次の前納振替までの間は、
自動的に翌月末振替となります。

納付（案内）書でご依頼された時の
月分以後の前納はできますので、ご
希望の方は年金事務所へご連絡くだ
さい。

注意：残高不足以外の理由で振替不能の場合は、以後の口座振替が停止となります。

No.15-1 クレジットカード納付

☑ 手続き方法

➔ 届書等
(21)

- 申込用紙に必要事項を記入し、お近くの**年金事務所**の窓口へ提出していただくか、年金事務所へ郵送してください。
- 申込用紙は、年金事務所の窓口へ備え付けているほか、日本年金機構のホームページからプリントアウト（白黒でも可）することもできます。

☑ 注意事項

納付方法（クレジットカード会社の立替納付期日）

➔ 届書等
(22)

納付方法	期間	立替納付期日	申込期日
毎月納付	当月分	毎月末日	-
6カ月前納	4月分～9月分 10月分～翌年3月分	4月末日 10月末日	2月末日 8月末日
1年前納	4月分～翌年3月分	4月末日	2月末日
2年前納	4月分～翌々年3月分	4月末日	2月末日

- お申込みから数週間後に「**国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）・額通知書**」をお送りします。
- クレジットカード納付では、**当月末振替（早割）はできません。**また、クレジットカード納付による6カ月前納・1年前納・2年前納の割引額は、納付書で納めていただいた場合の割引額と同額です。

※被保険者とカード名義が異なる場合には、被保険者が国民年金保険料のクレジットカード納付をカードの名義人に委託したものとして取り扱わせていただき、カードの名義人の方はこれを承諾していただきます。
なお、被保険者とカードの名義人の続柄が配偶者以外の場合は、カードの名義人に対して、年金事務所から電話または書面による同意確認を行っております。

余白

No.16-1 申請免除・納付猶予制度

✓ 制度のご説明

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

定額保険料（月額）	平成30年度	平成29年度	平成28年度	平成27年度
		16,340円	16,490円	16,260円
免除の種類	月額の保険料			
全額免除	0円	0円	0円	0円
4分の3免除（4分の1納付）	4,090円	4,120円	4,070円	3,900円
半額免除（2分の1納付）	8,170円	8,250円	8,130円	7,800円
4分の1免除（4分の3納付）	12,260円	12,370円	12,200円	11,690円
納付猶予	0円	0円	0円	0円

✓ 対象となる方

- 学生の方は、学生納付特例制度の対象となりますので、学生納付特例を申請してください。
- 海外居住者などで、日本に居住していない期間については、免除・納付猶予の申請はできません。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	納付猶予
対象者	第1号被保険者（任意加入被保険者および学生は対象外）				50歳未満の第1号被保険者（50歳になる月の前月まで）
審査基準	申請者・申請者の配偶者・世帯主 3名 のそれぞれの所得が基準に該当することが必要です（P.45 □審査基準 参照）				申請者・申請者の配偶者 2名 のそれぞれの所得が全額免除基準に該当することが必要です
免除・納付猶予を受けられる期間	7月から翌年6月まで（納付期限日から2年を経過していない期間）				
継続申請	できます（一部不可）	できません（更新手続きが必要です）			できます（一部不可）
将来受け取る老齢基礎年金額（※）	全額納めた場合の				年金額に反映されません
	8分の4	8分の5	8分の6	8分の7	
保険料の追納	10年以内であれば、さかのぼって納めることができます（一定期間を経過している場合には、当時の保険料に加算が付きま）				

（※）平成21年4月以後の期間である場合



年金を受け取るときはどう違うの？



年金額
(No.19)

		保険料納付	納付猶予	申請免除		保険料未納
				全額	一部	
障害基礎年金 遺族基礎年金		○	○	○	△ ※1	×
老齢基礎年金	もらえる？ (受給資格期間)	○	○	○	△ ※1	×
	増える？ (年金額)	○	×	○ ※2※3	△ ※2※3	×

- ※1 4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、必要な保険料を納付しないと未納期間となり、**障害基礎年金・遺族基礎年金等を受けられなくなる**場合があります。
- ※2 申請免除または納付猶予が承認された期間の保険料は、**10年以内であれば、古い期間から順に納付（追納）が可能**です。
- ※3 申請免除の種類や追納の状況により、受け取ることができる年金額が異なります。



手続き



申請書等
(25)

「**国民年金保険料免除・納付猶予申請書**」を**住民票上の住所地**の市区町村に提出します。

- 申請免除・納付猶予は、**過去2年1カ月分**をさかのぼって申請することができます。
- **1枚の申請書につき1年度分**（7月から翌年6月までの12カ月間）の申請となります。
※過去の年度分も申請する場合は、複数の申請書の提出をお願いします。
- 全額免除と一部免除（4分の3・半額・4分の1）を同時に申請することができます。
- 全額免除を希望された場合でも、審査の結果、一部免除（4分の3・半額・4分の1）となったり、却下となる場合があります。
- 口座振替を利用されている場合は、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知おきください。

No.16-3 申請免除・納付猶予制度

審査基準

- 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
	4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	納付猶予※	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

- 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査します。世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は免除されない場合があります。
 - ・生活保護法における生活扶助以外の扶助を受けている方
 - ・地方税法に規定する障がい者または寡婦の方で前年所得が125万円以下の方
 - ・災害により、被保険者世帯主等が所有する財産について、被害金額がその価格の概ね2分の1以上である損害を受けた方
 - ・失業等により経済的に保険料を納めることが困難な方
 - ・配偶者からの暴力を受け避難している方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方
 - ・特別障害給付金を受給している方
 - ・外国籍の方で生活保護に相当する保護（給付）を受けている方
- 所得の申告を行っていない方でも所得の申立の状況により、免除の対象となる場合があります。

※ **50歳未満（学生を除く）**で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に申請ができます。

（配偶者からの暴力を受け避難している方は、配偶者の所得にかかわらず、**本人および世帯主**の前年所得が一定以下であれば、保険料の全額または一部が免除となります。）

No.16-4 申請免除・納付猶予制度



免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間

- 申請時点において保険料の納付期限日（翌月末）より2年を経過していない期間から平成31年6月末（平成30年6月30日までに申請した場合は平成30年6月末）までの範囲で未納となっている月について、前年所得等（下記参照）が免除基準に該当すれば免除・納付猶予・学生納付特例が承認されます。
- 失業等の特別事情による申請の場合は、特別事情が発生した月の前月以後の月が承認されます。
- 納付猶予は50歳になる月の前月分まで申請できます。50歳になった月以後は、基準に該当する免除を申請してください。
- 過去分の免除等の申請については、申請が遅れると承認される期間が短くなるとともに、障害を負った場合等の障害基礎年金等を受けられない恐れがありますのでご注意ください。

平成30年度期間											
30	30	30	30	30	30	31	31	31	31	31	31
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成29年中所得（※）により審査します

平成29年度期間											
29	29	29	29	29	29	30	30	30	30	30	30
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成28年中所得（※）により審査します

平成28年度期間											
28	28	28	28	28	28	29	29	29	29	29	29
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成27年中所得（※）により審査します

平成27年度期間											
27	27	27	27	27	27	28	28	28	28	28	28
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成26年中所得（※）により審査します

（※） 地方税法上の所得（純損失、雑損失の繰越控除前の額）

たとえば、平成28年6月分の保険料の免除申請期限日は…



（注） 納付期限日が土・日・祝日であった場合には、翌営業日が納付期限日となります。

✓ 来年度以後は？

- **来年度以後、年度毎に申請が必要**となります。

免除・納付猶予の種類	申請する年度	継続申請
申請免除	年度毎に申請が必要 年度：7月～翌6月	○ ※全額免除および 納付猶予のみ

継続 申請

全額免除および納付猶予については、申請するときに翌年度以後も継続して申請することを申し出ることで、翌年度以後の申請手続きを省略することができます。

ただし、次の場合は翌年度にあらためて申請手続きが必要です。

- ・全額免除・納付猶予が承認されなかった場合
- ・一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）で承認された場合
- ・失業や天災による被害などの理由により承認を受けた場合
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることにより承認を受けた場合
- ・特別障害給付金を受給していることにより承認を受けた場合
- ・配偶者もしくは世帯主の異動等により、一部免除や納付猶予から全額免除など、免除の種類の変更を希望する場合

- 免除等の申請をした後に**前年所得の修正**があった場合は、年金事務所にご連絡ください。
- 免除等の承認後に**第2号被保険者（会社員等）や第3号被保険者（会社員等の被扶養配偶者）となった場合**
第1号被保険者でなくなった場合は、自動的に免除等期間ではなくなりますが、承認期間中に再び第1号被保険者となったときは、免除等の期間に戻すことができます。
ご希望の場合は年金事務所までご連絡ください。
- 免除等の承認期間中に**学生となった場合**は、学生納付特例の申請が必要です。

✓ 手続き後は？

➔ 申請書等
(⑦)

■ 審査結果について

日本年金機構から**概ね2～3カ月後**に審査結果が送付されます。決定通知書が届くまでの間、日本年金機構が委託する民間事業者が文書や電話、訪問により納付をご案内する場合がありますが、その場合は申請手続き済である旨を伝えてください。

- ※ 申請免除・納付猶予を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付した国民年金保険料（前納保険料を除く）は還付できません。
- ※ 全額免除・納付猶予が承認されますと、保険料を納める必要がありませんので、お手元の納付書は不要となります。

■ 承認された場合の注意点

審査の結果（承認通知）、4分の3免除、半額免除、4分の1免除が承認された場合は、

あらためて、納めるべき額が記載された納付書が届きます。

なお、継続申請を希望していた場合であっても一部免除で承認されたときは継続申請が無効となります（**来年度も免除を希望されるときは申請手続きが必要です**）。

■ 申請が却下された場合

保険料の納付が必要となるため納付書を大切に保管してください。なお、納付書を紛失した場合は、年金事務所にご連絡ください。

■ 口座振替を利用している方はご注意ください

口座振替を利用されている場合は、全額免除または納付猶予が承認された時点で**一時停止となります**。承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知おきください。

✓ 将来の年金額を増やすには？

➔ 追納
(No.20)

追納制度（後払い）を利用すれば、過去10年以内の保険料を追納（後払い）することができ、将来の年金額を増やすことができます。

No.17-1 学生納付特例制度

✓ 制度のご説明

学生納付特例制度は、学生の方の申請により、保険料の納付を猶予（先送り）する制度です。

この制度を活用することで、学生の方が、不慮の事故や病気により障害が残ってしまった場合等、**障害基礎年金等を受給できなくなることを防止**できます。

※学生の方は、申請免除・納付猶予制度は利用することができません。

✓ 対象となる方

学生の方で所得が一定以下の方が対象です。

学校教育法に定める大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校※¹、一部の海外大学の日本分校※²に在学する方
（夜間・定時制課程や通信課程の方も含む）



118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 + 社会保険料控除等（本人）

※¹ 修業年限が1年以上の課程に在学している方（私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限られます）

学生納付特例の対象となる学校は日本年金機構のホームページで確認ができます。

※³ 日本国内にある海外大学の日本分校であって、文部科学大臣が個別に指定した課程に在籍する方

✓ 年金を受け取る時はどう違うの？

➔ 年金額 (No.19)

		保険料納付	学生納付特例	保険料未納
障害基礎年金 遺族基礎年金		○	○	×
老齢基礎年金	もらえる？ (受給資格期間)	○	○	×
	増える？ (年金額)	○	×	×

✓ 手続き後は？

➔ 申請書等
(31)

■ 審査結果について

申請後、日本年金機構から概ね2～3カ月後に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので予めご承知ください。

なお、前年所得「有」として申請された方については所得の確定が6月以後となりますので、日本年金機構での所得審査が7月から開始となります。

※学生納付特例を申請した期間であっても、この申請を行う前に納付していただいた国民年金保険料は還付できません。

■ 申請が却下された場合

保険料の納付が必要となるため納付書を大切に保管してください。なお、納付書を紛失した場合は、年金事務所にご連絡ください。

■ 学生でなくなった場合

➔ 申免、猶予
(No.16)

学生納付特例の承認を受けていた方は、「学生不該当届」を提出する必要があります。また、所得の少ない方は免除・納付猶予の申請を行うことができます。

■ 来年度も学生である場合

前年度の申請の際に記入した在学予定期間中の方は、日本年金機構から3月末に更新の案内が届きます。

学生納付特例を希望する場合は、来年度4月以後すみやかに申請してください。

✓ 卒業後に国民年金保険料が払えないときは？

保険料の免除・納付猶予制度があります。

➔ 申免、猶予
(No.16)

【免除・納付猶予制度のメリット】

- 病気やけがで障害が残ったときにも年金を受け取ることができます。
- 年金を受け取るために必要な「受給資格期間」に参入されます。

余白

✓ 制度のご説明

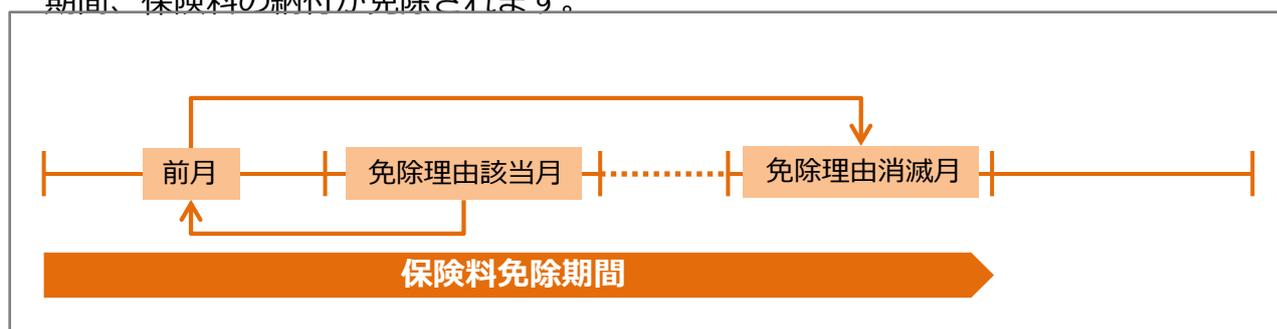
第1号被保険者が法で定められる要件に該当したとき、当然に**保険料の納付が免除**される制度です。

✓ 対象となる方

1. 障害基礎年金、厚生年金などの被用者年金の障害年金 **(2級以上)** を受けている方
2. 生活保護法による **「生活扶助」** を受けている方
※外国籍の方は生活保護の決定実施の取扱いに準じて必要と認める保護となっているため申請免除の要件となります。
3. **厚生労働大臣が指定する施設** (ハンセン病療養所、国立保養所など) に入所している方

✓ 年金の給付はどうなるの？

- 法定免除を受けた期間は、老齢基礎年金の**受給資格期間および年金額に算入**されます。
※老齢基礎年金の場合、1ヵ月を2分の1として計算され、支給されます（平成21年3月分までは1ヵ月を3分の1として計算されます）。また、10年以内であれば追納も可能です。
- **免除理由該当日の属する月の前月分**から**免除理由消滅日の属する月分**までの期間、保険料の納付が免除されます。



【前納保険料】

- 法定免除に該当した時点において、既に保険料が前納されている場合、法定免除該当日の属する月以後の期間に係る保険料については、充当または還付されます。

☑ 手続き

■ 条件に該当するようになった時

「**国民年金保険料免除理由該当届**」を市区町村に提出します。



申請書等
(32)

■ 条件に該当しないようになった時

「**国民年金保険料免除理由消滅届**」を市区町村に提出します。



申請書等
(33)

☑ 免除ではなく、引き続き支払いたいときは？

「**国民年金保険料免除期間納付申出書**」を市区町村に提出します。



申請書等
(32)

- 本人の申出により、平成26年4月1日前に法定免除に該当している場合には、平成26年4月1日以降の免除期間（平成26年3月分保険料～）、平成26年4月1日以降に法定免除に該当する場合には、免除理由該当日の属する月の前月以降の免除期間について、保険料を納付することができます。
- 遡及して法定免除となった期間について、本人が保険料の納付を希望する場合は、過去期間について納付申出が出来ます。
- 納付申出の始期は2年の徴収時効を超えて申出が可能ですが、2年を超える未納期間については、納付することができません。
- 免除該当日属する月以降の前納保険料がある場合、通常は還付等を行います。平成26年4月以降の期間については、納付申出を行うことでそのまま前納期間とすることができます。

■ 国民年金保険料免除期間納付申出にあたって、以下の確認事項があります。

- 納付申出をした期間は、国民年金保険料の納付義務が発生するため、保険料が未納のまま納付期限が経過すると、その期間は未納期間となります。
- 納付申出をした過去期間は、原則としてさかのぼって法定免除に戻すことはできません。なお、時効内であれば、さかのぼって申請免除はできます。
- 納付申出をしたことにより納付された国民年金保険料は、返還することはできません。
- 納付申出をした期間は、付加年金または国民年金基金に加入することができますが、これから付加年金または国民年金基金に加入する場合は、さかのぼって加入することはできません。
- 納付申出をやめる場合にも、申出が必要です。

No.19-1 保険料負担と年金額の関係は？

✓ 保険料負担と年金額の関係

免除の種類毎の1カ月の**保険料額**と1か月あたりの**年金額**の関係は下記のとおりです。

保険料						
国庫負担						

	① 納付済期間	② 4分の1免除	③ 半額免除	④ 4分の3免除	⑤ 全額免除	⑥ 納付猶予 学生納付特例
1カ月の 保険料額※1	16,340円	12,260円	8,170円	4,090円	0円	0円
年金額に 反映される割合	1	7/8	6/8	5/8	4/8	0
(参考) 1か月あたり の年金額※2	1,623円	1,420円	1,217円	1,014円	811円	0円

※1 平成30年度の保険料額

※2 平成30年度の老齢基礎年金の満額（779,300円）を基に推計

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納することで将来の年金額を増やすことができます。



追納
(No.20)

余白

No.20-1 追納について

✔ 「追納」とは？

保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少くなります。

将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。

例：平成30年11月に追納できるのは平成20年11月分からとなります。

✔ いくら納めればいいのか？

	全額免除 納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
平成20年度の月分	15,170円	11,380円	7,580円	3,790円	加算 ↓ 追納加算額はありません
平成21年度の月分	15,260円	11,440円	7,630円	3,810円	
平成22年度の月分	15,520円	11,640円	7,760円	3,880円	
平成23年度の月分	15,310円	11,470円	7,650円	3,820円	
平成24年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円	
平成25年度の月分	15,130円	11,350円	7,570円	3,780円	
平成26年度の月分	15,280円	11,460円	7,640円	3,820円	
平成27年度の月分	15,610円	11,700円	7,800円	3,900円	
平成28年度の月分	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円	
平成29年度の月分	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円	

✔ 手続き

➔ 申請書等
(35)

「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所に提出します。

✔ 注意点

- **一部免除を受けた期間に、免除されていない一部の保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。**
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、先に4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- **すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。**
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることとなります。

余白



届書等・通知書等①（資格取得）

国民年金被保険者関係届書（申出書）

様式コード*
4 1 0 0



国民年金被保険者関係届書（申出書）

裏面の「提出にあたってのご注意」を参考のうえ記入してください。

市区町村長 平成 年 月 日
 日本年金機構理事長 あて
 以下のとおり届け出（申し出）ます。

氏 名： _____ 印
（被保険者本人が自署の場合は押印不要）

被保険者との続柄： 1. 本人 2. その他（ ）

市区町村	日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 <small>（または基礎年金番号）</small>	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年 月 日
	③ 氏名 <small>（フリガナ）</small>	④ 性別	1. 男性 2. 女性	
	⑤ 郵便番号	⑥ 電話番号	1. 自宅 3. 勤務先 2. 携帯電話 4. その他	
	⑦ 住所	— —		
	⑧ 国籍 <small>（外国籍の方のみ）</small>	⑨ 外国人通称名 <small>（住民票上の通称）</small>	フリガナ	

届出（申出）を行う「届書種類」に該当する番号を○で囲んだうえ、必要事項を記入してください。

B. 届出（申出）事項	⑩届書種類・番号	⑪該当・申出年月日	⑫理由等		
	資格取得届	1	0. 20歳到達（学生） 1. 資格取得届もれ 2. 20歳到達 3. 厚生年金（共済含む）からの移行	4. 任意加入の申出 5. その他 10. 中国残留邦人等 11. 外国からの転入	
	種別変更届	2	平成 年 月 日		
	資格取得申出	3	年 月 日		
	資格喪失届	4	平成 年 月 日	1. 厚生年金（共済含む）への移行 2. 任意加入対象者に該当 3. その他 4. 任意喪失の申出	5. 期間満了 10. 中国残留邦人等非該当 11. 外国への転出
	資格喪失申出	5	年 月 日		
	付加保険料納付・辞退申出	6	平成 年 月 日	1. 納付の申出 2. 納付辞退の申出	3. 農業者年金の資格取得 4. 農業者年金の資格喪失
	付加保険料該当・非該当届	7	年 月 日		
	保険料免除理由該当届	8	平成 年 月 日	1. 法第89条第1号（障害基礎年金等） 2. 法第89条第2号（生活扶助等） 3. 法第89条第3号（国立療養所等）	⑬保険料納付申出の確認 1. 希望する 2. 希望しない
	保険料免除理由消滅届	9	年 月 日		
年金手帳再交付申請	10	平成 年 月 日	1. 紛失 2. 破損（汚れ）	9. その他 ()	
備考					

個人番号をお持ちでない方が以下の届出を行う場合は、必要事項を記入してください。

C. 届出事項	⑩届書種類・番号	⑪該当年月日	⑫理由等	
	住所変更届	11	平成 年 月 日	変更前住所
	氏名変更届	12	平成 年 月 日	変更前氏名
死亡届	13	平成 年 月 日	届出者連絡先	— —

※ 市区町村・日本年金機構連絡欄	⑭納付書関連	
	作成不要	1
	早期送付	2

1803 1031 010

余白

余白

余白

余白

余白



届書等・通知書等⑧ (3号被保険者)

国民年金第3号被保険者関係届

様式コード
4 3 0 0

国民年金 第3号被保険者関係届



平成 年 月 日提出

提出者情報	事業所所在地	届書記人の個人番号(基礎年金番号)に誤りがないことを確認しました。 〒 -		
	事業所名称			
	事業主氏名	(印)		
	電話番号	()		
事業主等受付年月日	平成	年	月	日

日本年金機構

社会保険労務士記載欄
氏名等 (印)

A. 配偶者欄 (第2号被保険者)	① 氏名	(フリガナ)	② 生年月日	5. 昭和 年 月 日	③ 性別	1. 男性 2. 女性
	④ 個人番号 [基礎年金番号]					
⑤ 住所	個人番号を記入した場合は、住所記載は不要です。(フリガナ) 〒 - 都道府県					

届出内容に応じて、該当・非該当(変更)のいずれかを○で囲み、記入してください。

B. 第3号被保険者欄	① 氏名	この届書記載のとおり届出します。 平成 年 月 日 日本年金機構理事長あて (フリガナ) (氏名) (印)		② 生年月日	5. 昭和 年 月 日	③ 性別 (続柄)	1. 夫 3. 夫(未届) 2. 妻 4. 妻(未届)
	④ 個人番号 [基礎年金番号]						
	⑤ 外国籍	⑥ 外国人 氏名 (フリガナ)					
	⑦ 住所	同居・別居	〒 -	⑧ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯 3. 勤務先 4. その他 ()		
⑨ 第3号被保険者になった日	7. 平成 年 月 日	⑩ 理由	1. 配偶者の就職 4. 収入減少 2. 結婚 5. その他 3. 離職 ()				
⑪ 配偶者の加入制度	31. 厚生年金保険・健康保険 36. 地方公務員等共済組合 30. 厚生年金保険・船員保険 32. 国家公務員共済組合 37. 日本私立学校振興・共済事業団						⑫ 備考
⑬ 第3号被保険者でなくなった日	7. 平成 年 月 日	⑭ 理由	1. 死亡(平成 年 月 日) 2. 離婚 3. 収入増加 6. その他 ()				

健康保険証の発行元に確認を受けてください。 ※届書記載の配偶者が協会けんぽ加入者の場合は、確認不要です。

医療保険者記入欄	組合(保険者)番号		
	上記のとおり第3号被保険者関係届の届出がありましたので提出します。		
	届書記載の第3号被保険者は、健康保険組合又は共済組合に加入している者の被扶養者であることを確認する。 認定年月日 平成 年 月 日 (「⑨第3号被保険者になった日」と同じ場合は、記載の必要はありません)		
	所在地	〒 -	
	名称		
	代表者等氏名	(印)	
電話	()		



届書等・通知書等⑨ (3号被保険者)

国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録(取消)届

様式コード
4 4 1 0



国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録(取消)届書

日本年金機構理事長 へ

提出者

下記のとおり被保険者から第3号関係の届出がありましたので提出します。
平成 年 月 日
○ 届書記載の番号について、相違ないことを確認しました。

〒 -

事業所所在地

事業所名称

事業主氏名 ⑥

電話番号 ()

事業主等受付年月日 平成 年 月 日

日本年金機構

基礎年金番号(10桁)で届出する場合は「②・⑦個人番号」に左詰めで記入してください。

A. 第3号被保険者

この届書記載の通り届け出ます。
平成 年 月 日

① 氏名 (フリガナ) (氏名) ② 個人番号 (または基礎年金番号)

③ 生年月日 5. 昭和 7. 平成 年 月 日 ④ 性別 1. 男性 2. 女性

⑤ 電話番号 1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他

⑥ 住所 (フリガナ)

B. 配偶者

⑦ 個人番号 (または基礎年金番号)

⑧ 氏名 (フリガナ) (氏名) ⑨ 生年月日 5. 昭和 7. 平成 年 月 日

C. 届出内容

⑩ 第3号被保険者特例措置該当期間1(始期)	5. 昭和 7. 平成	年	月	⑪ 第3号被保険者特例措置該当期間1(終期)	5. 昭和 7. 平成	年	月
⑫ 第3号被保険者特例措置該当期間2(始期)	5. 昭和 7. 平成	年	月	⑬ 第3号被保険者特例措置該当期間2(終期)	5. 昭和 7. 平成	年	月
⑭ 第3号被保険者特例措置該当期間3(始期)	5. 昭和 7. 平成	年	月	⑮ 第3号被保険者特例措置該当期間3(終期)	5. 昭和 7. 平成	年	月
⑯ 第3号被保険者特例措置該当期間4(始期)	5. 昭和 7. 平成	年	月	⑰ 第3号被保険者特例措置該当期間4(終期)	5. 昭和 7. 平成	年	月

⑱ 高齢基礎年金または旧国民年金法による高齢年金もしくは通算高齢年金の受給権者の方は、右の欄へ年金証書の年金コードを記入してください。

⑲ 備考

【個人番号(マイナンバー)により届出する際の添付書類について】

第3号被保険者本人が、窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

- ① マイナンバーが確認できる書類: 通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し
- ② 身元(実存)確認書類: 運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で届書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

余白



届書等・通知書等⑪（各種変更）

国民年金被保険者氏名・生年月日・性別変更（訂正）届

届書コード	処理区分	届書
2 2 2	1. 氏名変更(訂正) 2. 生年月日訂正 3. 性別訂正	

氏 名
国民年金被保険者 生年月日 変更(訂正)届
性 別

① 個人番号(または基礎年金番号)	② 生年月日(訂正前)	変更(訂正)前氏名
	1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成	(フリガナ)

氏名変更(訂正) (外国人区分訂正)	③ 変更(訂正)後氏名	④ 変更(訂正)年月日	⑤ 訂正後外国人区分
	(フリガナ)	年 月 日	0. 日本 1. 米国人(強制) 2. 1以外の外国人

生年月日 訂 正	③ 生年月日(訂正後)	④ 訂正後取得年月日・種別	⑤ 訂正後喪失予定年月日・区分
	1. 明治 3. 大正 5. 昭和 7. 平成	年 月 日	年 月 日

性別 訂 正	③ 性別(訂正後)
	1. 女性→男性 2. 男性→女性

(注 1)			
A	第3号(厚生年金保険)	F	第3号(日本鉄道共済組合)
C	第3号(国家公務員共済組合)	G	第3号(地方職員共済組合等)
D	第3号(日本たばこ産業共済組合)	J	第3号(日本私立学校振興・共済事業団)
E	第3号(日本電信電話共済組合)	K	第3号(農林漁業団体職員共済組合)

住所	備考
(フリガナ) 〒	

【個人番号（マイナンバー）により届出する際の添付書類について】

本人が窓口で届書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

① マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

上記のとおり届出します。

平成 年 月 日

市区町村長 あて

氏名 _____ 印

(本人が自ら署名される場合は、押印は不要です。)

受 付 印	
市区町村	日本年金機構

- 訂正後取得年月日・種別欄は、生年月日を訂正したことにより取得年月日に変更が生じた場合に記入してください。
- 訂正後喪失予定年月日欄は、生年月日を訂正したことにより喪失予定年月日に変更が生じた場合に記入してください。

余白

余白



届書等・通知書等⑭ (後納・特例追納)

国民年金後納・特定保険料納付申込書

届書コード	6	5	0	届書
後納	6	3	0	
特例追納	6	3	0	

事務センター長/ 所長	副事務センター長/ 副所長	グループ長/ 課(室)長	担当者

国民年金 後納 特定 保険料納付申込書

※ ① 個人番号(または基礎年金番号)										② 生年月日				お客様の照会番号							
										5. 昭和	年	月	日								
										7. 平成	年	月	日								

※ 基礎年金番号(10桁)で申込書を提出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

後納制度の申込期間														
④ 申込期間1	年	月	日	～	年	月	日	④ 納付方法	0.一括	3.3か月ずつ	1.1か月ずつ	4.4か月ずつ	2.2か月ずつ	6.6か月ずつ
⑤ 申込期間2	年	月	日	～	年	月	日	④ 納付方法	0.一括	3.3か月ずつ	1.1か月ずつ	4.4か月ずつ	2.2か月ずつ	6.6か月ずつ
⑥ 申込期間3	年	月	日	～	年	月	日	④ 納付方法	0.一括	3.3か月ずつ	1.1か月ずつ	4.4か月ずつ	2.2か月ずつ	6.6か月ずつ
⑦ 申込期間4	年	月	日	～	年	月	日	④ 納付方法	0.一括	3.3か月ずつ	1.1か月ずつ	4.4か月ずつ	2.2か月ずつ	6.6か月ずつ

申込期間の中に該当する項目がある場合は、「○」を記入してください。	
<input type="checkbox"/>	海外在住期間がある
<input type="checkbox"/>	平成3年3月以前に学生であった
<input type="checkbox"/>	60歳前に老齢給付を受けられた

特例追納制度(特定保険料)の納付申込期間														
④ 申込期間1	年	月	日	～	年	月	日	④ 納付方法	0.一括	3.3か月ずつ	1.1か月ずつ	4.4か月ずつ	2.2か月ずつ	6.6か月ずつ
⑤ 申込期間2	年	月	日	～	年	月	日	④ 納付方法	0.一括	3.3か月ずつ	1.1か月ずつ	4.4か月ずつ	2.2か月ずつ	6.6か月ずつ
⑥ 申込期間3	年	月	日	～	年	月	日	④ 納付方法	0.一括	3.3か月ずつ	1.1か月ずつ	4.4か月ずつ	2.2か月ずつ	6.6か月ずつ
⑦ 申込期間4	年	月	日	～	年	月	日	④ 納付方法	0.一括	3.3か月ずつ	1.1か月ずつ	4.4か月ずつ	2.2か月ずつ	6.6か月ずつ

※	⑩ 申込日	年	月	日
※	【後納】			
⑪ 審査区分	0.承認(通常)			
	1.承認(合算対象期間有者)			
	2.承認(65歳以上者)			
	3.承認(65歳以上で合算対象期間有者)			
	4.不承認(後納申込期間が不該当)			
	5.不承認(後納制度対象外)			
	【特例追納】			
	6.承認			
	7.不承認			

上記のとおり申し込みます。なお、後納の申し込みをした期間について、特定期間と重複する場合は特定保険料の納付申し込みとさせていただきます。

日本年金機構理事長 あて

平成 年 月 日

住所 _____

氏名 _____

(被保険者本人が自署した場合は押印は不要です。)

電話番号 _____

【個人番号(マイナンバー)により申込する際の添付書類について】

本人が窓口で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。

お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。

① マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

② 身元(実存)確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど※2

※1 郵送で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

※年金事務所記載欄(審査欄)

納付済期間等の確認					
国民年金納付	国民年金免除	厚年(一般厚年)・船	厚年(共済厚年)	合算対象期間	合計
月	月	月	月	月	月
合算対象期間(詳細)			備考欄		日本年金機構
昭和・平成	年 月分	～	昭和・平成	年 月分	
昭和・平成	年 月分	～	昭和・平成	年 月分	
昭和・平成	年 月分	～	昭和・平成	年 月分	
昭和・平成	年 月分	～	昭和・平成	年 月分	
昭和・平成	年 月分	～	昭和・平成	年 月分	
合算対象期間の確認書類					
a. 戸籍謄本					
b. パスポート					
c. その他 []					
未加入期間の確認(記録訂正の有無)					
有・無(※有の場合は届書の確認)					



届書等・通知書等⑮（特例追納）

特定期間該当届

届書コード	届書
6 4 1	

専務センター長/ 所長	副専務センター長/ 副所長	グループ長/ 課(室)長	担当者

時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届

※ ① 個人番号(または基礎年金番号)				② 生年月日				氏名				性別	
				5. 昭和	年	月	日 (7桁)					1. 男性	
				7. 平成								2. 女性	
郵便番号				住所コード				住所					
												(7桁)	

※ 基礎年金番号（10桁）で届出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

時効消滅不整合期間(特定期間)												自 ~ 至			
③時効消滅 期間1	5. 昭和	年	月	~	5. 昭和	年	月	⑥時効消滅 期間4	5. 昭和	年	月	~	5. 昭和	年	月
	7. 平成				7. 平成				7. 平成				7. 平成		
④時効消滅 期間2	5. 昭和	年	月	~	5. 昭和	年	月	⑦時効消滅 期間5	5. 昭和	年	月	~	5. 昭和	年	月
	7. 平成				7. 平成				7. 平成				7. 平成		
⑤時効消滅 期間3	5. 昭和	年	月	~	5. 昭和	年	月								
	7. 平成				7. 平成										

○ 上記の期間に以下の期間が含まれている場合は○を記入してください。

海外在住期間		平成3年3月以前に学生であった期間		60歳前に老齢給付を受けることができた期間	
--------	--	-------------------	--	-----------------------	--

※ 老齢基礎年金等の老齢給付を受けることができる場合は下記もご記入ください。

年金証書の年金コード	年金証書の記号番号等(共済組合)	⑧ 受付年月日	送信		
		5. 昭和		年	月
		7. 平成			

※ 裏面の記載事項をお読みいただいたうえで届出してください。

上記のとおり届出します。	平成 年 月 日	日本年金機構
年金事務所長 あて	住所	
	氏名	
	電話番号	

(本人が自ら署名した場合は、押印は不要です。)

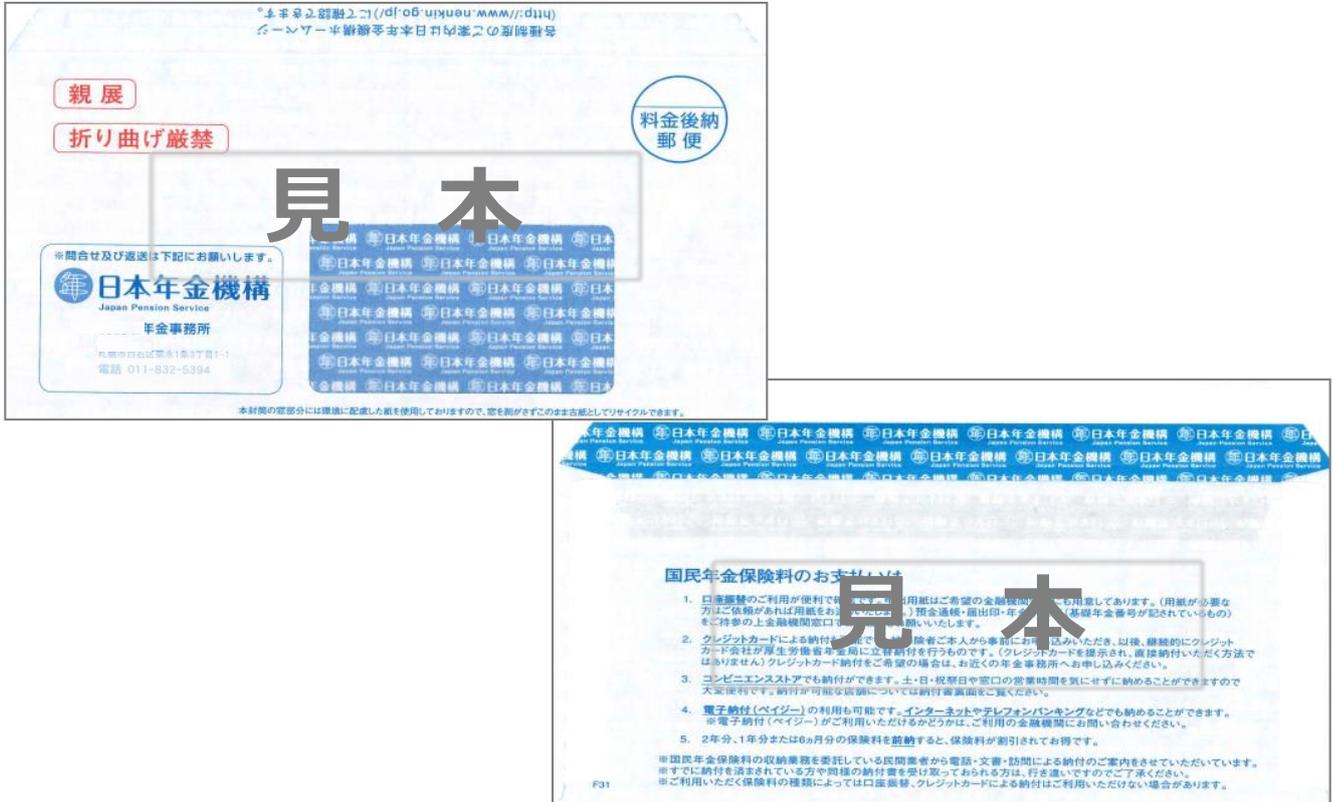
1. 住所欄は、届出者が被保険者本人の場合は、省略できます。
2. 氏名欄にご本人が自ら署名する場合は、押印は不要です。
3. 内容について確認させていただく場合がありますので、電話番号欄には連絡が取れる電話番号を記入してください。



届書等・通知書等⑬ (窓口)

納付書の封筒見本

<年金事務所発送封筒>



<日本年金機構本部発送封筒>





届書等・通知書等⑱ (口座振替)

国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書

記入例

国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関宛に送付してください。

1. 被保険者基礎年金番号・指定預金口座等

国民年金被保険者	①基礎年金番号				②生年月日															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	昭和	平成	5	5	年	0	1	月	1	1
被保険者氏名		③電話番号種別		④電話番号		住所		⑤郵便番号		⑥預金種別		⑦口座番号(左詰めで記入)								
(フリガナ) コクネン ジロウ		①自宅 ②携帯 ③勤務先 ④その他		03 - 0000 - 0000		〇〇区〇〇町11-11-111		1111 - 1111		①普通 ②当座		5 6 7 8 9 0 5 6 7 8 9 0								
金融機関名		支店		⑧通帳記号		⑨通帳番号(右詰めで記入)		お振替印		⑩口座名義人		住所(ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入)								
〇〇 銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫 協同		支所		0 2 6 0		0 1 2 3 4 5 6 1		2枚目に押印してください		国年 次郎		〇〇区〇〇町11-11-111								
⑪振替方法		⑫振替月		⑬振替日		⑭振替額		⑮振替手数料		⑯振替口座		⑰振替方法								
1 翌月末振替		毎月末日に		被保険者本人の口座であつても口座名義人氏名を記入してください。		こちらには、ゆうちょ銀行の通帳記号に枝番(ハイフンに引き続く数字)がある方のみ記入してください。		その際の保険料(前納割引)は、前納割引による保険料額となります。		希望する振替方法に○印をつけてください。		振替方法の変更のみ希望								
2 6カ月前納		4月分(その月は、前納割引)※2月末日の前納に合わせた場合は、次の前納振替月まで翌月末振替になります。		※2月末日に		※2月末日に		※2月末日に		希望する振替方法に○印をつけてください。		振替方法の変更のみ希望								
3 1年前納		4月分(翌年3月分)の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と2年前納を合わせた振替になります] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。		※2月末日に		※2月末日に		※2月末日に		希望する振替方法に○印をつけてください。		振替方法の変更のみ希望								
4 当月末振替(早割)		毎月末日に当月分		保険料を振替させていただきます。その際の保険料は、早割された保険料額となります。[前月分]と当月分を合わせた振替になります。割引は当月分からです]		※2月末日に		※2月末日に		希望する振替方法に○印をつけてください。		振替方法の変更のみ希望								
5 2年前納		4月分(翌年3月分)の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と2年前納を合わせた振替になります] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。		※2月末日に		※2月末日に		※2月末日に		希望する振替方法に○印をつけてください。		振替方法の変更のみ希望								

国民年金保険料の支払いを口座振替でしており、振替口座は変えずに振替方法のみ変更する場合

留意事項

- ▼割引額が多いのは、2年前納 > 1年前納 > 6カ月前納 > 翌月末振替
- ◇2年前納………「2月末日」までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月までにお申し込みください。
- ◇1年前納………「2月末日」までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月までにお申し込みください。
- ◇6カ月前納………4月末日の前納を希望する場合は「2月末日」までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、次の前納振替月(前月分)に合わせた振替になります。
- ◇当月末振替(早割)……一部納付(一部免除)制度をご利用の方は、▼事務処理に日数を要しますので、振替開始は申出をいたしてください。
- ▼インターネット銀行など一部の金融機関では取扱いがございません。

国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書

(国民年金保険料の納付を口座振替で行っており、振替口座を変えずに振替方法のみ変更する場合)

平成〇〇年〇〇月〇〇日

私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書を、指定の金融機関宛に送付してください。

1. 被保険者基礎年金番号・指定預金口座等

国民年金被保険者	①基礎年金番号				②生年月日															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	昭和	平成	5	5	年	0	1	月	1	1
被保険者氏名		③電話番号種別		④電話番号		住所		⑤郵便番号		⑥預金種別		⑦口座番号(左詰めで記入)								
(フリガナ) コクネン ジロウ		①自宅 ②携帯 ③勤務先 ④その他		03 - 0000 - 0000		〇〇区〇〇町11-11-111		1111 - 1111		①普通 ②当座		5 6 7 8 9 0 5 6 7 8 9 0								
金融機関名		支店		⑧通帳記号		⑨通帳番号(右詰めで記入)		お振替印		⑩口座名義人		住所(ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入)								
〇〇 銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫 協同		支所		0 2 6 0		0 1 2 3 4 5 6 1		2枚目に押印してください		国年 次郎		〇〇区〇〇町11-11-111								
⑪振替方法		⑫振替月		⑬振替日		⑭振替額		⑮振替手数料		⑯振替口座		⑰振替方法								
1 翌月末振替		毎月末日に		被保険者本人の口座であつても口座名義人氏名を記入してください。		こちらには、ゆうちょ銀行の通帳記号に枝番(ハイフンに引き続く数字)がある方のみ記入してください。		その際の保険料(前納割引)は、前納割引による保険料額となります。		希望する振替方法に○印をつけてください。		振替方法の変更のみ希望								
2 6カ月前納		4月分(その月は、前納割引)※2月末日の前納に合わせた場合は、次の前納振替月まで翌月末振替になります。		※2月末日に		※2月末日に		※2月末日に		希望する振替方法に○印をつけてください。		振替方法の変更のみ希望								
3 1年前納		4月分(翌年3月分)の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と2年前納を合わせた振替になります] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。		※2月末日に		※2月末日に		※2月末日に		希望する振替方法に○印をつけてください。		振替方法の変更のみ希望								
4 当月末振替(早割)		毎月末日に当月分		保険料を振替させていただきます。その際の保険料は、早割された保険料額となります。[前月分]と当月分を合わせた振替になります。割引は当月分からです]		※2月末日に		※2月末日に		希望する振替方法に○印をつけてください。		振替方法の変更のみ希望								
5 2年前納		4月分(翌年3月分)の保険料を4月末日に振替させていただきます。その際の保険料は、前納割引による保険料額となります。[3月分が未納の場合、初回の振替は前月(3月分)と2年前納を合わせた振替になります] ※2月末日までにお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年の3月まで翌月末振替になることがあります。		※2月末日に		※2月末日に		※2月末日に		希望する振替方法に○印をつけてください。		振替方法の変更のみ希望								



届書等・通知書等⑱ (口座振替)

国民年金保険料口座振替開始(変更)のお知らせ および国民年金保険料口座振替額通知書

料金後納郵便
親展

見本

大切なお知らせ
国民年金保険料口座振替開始(変更)・振替額通知書

発出人 日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先
〒
TEL

② ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがして中をご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください)

国民年金保険料口座振替開始(変更)通知書

国民年金保険料の納付について口座振替をご利用いただき、ありがとうございます。下記の内容で承りましたのでお知らせします。

※金融機関の合併などにより、合併などの前の金融機関名および口座番号となっている場合がありますが、振替に支障はありません。
※口座番号は個人情報保護のため、一部「*」で表示しています。
※ゆうちょ銀行を指定している場合は、口座番号欄に通帳記号、通帳番号を合わせたものを記載しています(桁数が実際とは異なる場合がありますが、振替に支障はありません)。

基礎年金番号	
生年月日	
被保険者氏名	様
初回振替日	
納付対象月	
振替方法	
金融機関名	
口座番号	預金種別
口座名義人	

発行年月日: 年 月 日
日本年金機構理事長 印

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に再審査請求できます。なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の議決、以下同じ。)があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

国民年金保険料口座振替額通知書

振替金額および振替日につきましては、下記のとおりです。振替日の前日までにご指定の口座の残高をご確認ください。

1. 口座振替による毎月の保険料額

納付の種類	対象月	振替日	保険料額
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円

2. 口座振替による前納の保険料額

対象月	振替日	保険料額
年 月 ~ 年 月	年 月 日	円
年 月 ~ 年 月	年 月 日	円

※発行年月日現在、すでに会社などに就職され、厚生年金保険に加入されている方であっても、国民年金保険料が一旦振替されることがあります。その場合は、別途、日本年金機構からお送りする還付請求書をご提出いただくことにより、後日払い戻ししますので、あらかじめご了承ください。
※口座振替の停止を希望する方は、年金事務所までお早めにご相談ください。お申し出の日によっては、停止希望月分まで停止できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

厚生労働大臣 印

国民年金は、一人ひとりの将来の大きな支えになります。

インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「ねんきんネット」をご利用ください。
ご利用の際に必要なユーザID・パスワードは、日本年金機構ホームページからお申し込みください。

見本

日本年金機構 ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構 検索

開封方法

①②の順に矢印の方向へゆっくりはがして開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

① ② ③

ご案内は内側にあります。

口座振替について

国民年金保険料の口座振替の取り扱い、次のとおりです。

【振替方法と振替日】

- 「翌月末振替(毎月納付)」
振替日は国民年金保険料の納付期限である納付対象月の翌月末日です。
- 「当月末振替・早割(毎月納付)」
振替日は納付対象月の月末です。納付期限より1か月早い納付となるため保険料が月額50円引きになります。初回は前月分と当月分の2か月分を同時に振替します。ただし、割引は当月分からです。
- 「2年前納」「1年前納」「6か月前納」
納付対象期間の最初の月の末日が振替日です。保険料を納付期限前にまとめて納付することで保険料が割引になります。

【振替不能となった場合の取り扱い】

振替日に残高不足などにより振替できなかった場合は、次回の振替日に翌月分と合わせて2か月分の振替を行います。再度振替ができなかった場合には納付書をお送りしますので、最寄りの金融機関などで納付してください。

なお、前納が振替不能となった場合は、「翌月末振替(毎月納付)」の口座振替による納付となり、割引が受けられなくなりますのでご注意ください。

「後納制度」をご利用ください。

平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年間の保険料を納めることができる後納制度をご利用いただけます。過去5年間に納め忘れた保険料があるときは、後納制度をお申し込みください。

平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額16,490円です。

それぞれの振替方法による保険料額は、次のとおりです。上記国民年金保険料に加えて、1か月あたり400円分の付加保険料を納付すると、納付月数に応じて受け取る年金額の年額が、「200円×納付月数分」上乗せされます。

1. 口座振替による毎月の保険料額

納付の種類	保険料額	付加保険料額(付加保険料割合)
一般	16,490円	400円 16,890円
早割	16,440円	400円 16,840円

2. 口座振替による前納の保険料額

対象月	保険料額	付加保険料額	合計保険料額
12月	16,440円	400円	16,840円
11月	16,440円	400円	16,840円
10月	16,440円	400円	16,840円
9月	16,440円	400円	16,840円
8月	16,440円	400円	16,840円
7月	16,440円	400円	16,840円
6月	16,440円	400円	16,840円
5月	16,440円	400円	16,840円
4月	16,440円	400円	16,840円
3月	16,440円	400円	16,840円
2月	16,440円	400円	16,840円
1月	16,440円	400円	16,840円
12月	16,440円	400円	16,840円
11月	16,440円	400円	16,840円
10月	16,440円	400円	16,840円
9月	16,440円	400円	16,840円
8月	16,440円	400円	16,840円
7月	16,440円	400円	16,840円
6月	16,440円	400円	16,840円
5月	16,440円	400円	16,840円
4月	16,440円	400円	16,840円
3月	16,440円	400円	16,840円
2月	16,440円	400円	16,840円
1月	16,440円	400円	16,840円

現金・クレジットカード納付でも、2年前納ができるようになりました。

平成29年4月から、口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、2年度分の保険料をまとめて納める「2年前納」ができるようになりました。

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。
1704 1031 036



届書等・通知書等⑱ (口座振替)

国民年金保険料口座振替額通知書

料金後納郵便

親展

国民年金保険料
口座振替額通知書

発行年月日: 年 月 日

国民年金保険料の納付について口座振替をご利用いただき、ありがとうございます。ご指定の口座から、右記のとおり振替しますのでお知らせします。

○この通知書は、発行年月日現在の情報で作成しているため、その後、会社などに就職され、厚生年金保険に加入している方などにも届くことがあります。
なお、厚生年金保険への加入などにより、国民年金保険料を納める必要がなくなった方でも、一旦保険料が納付されることがあります。
その場合は、別途、日本年金機構から送付する還付請求書をご提出いただくことにより、後日払い戻ししますので、あらかじめご了承ください。
○口座振替の停止を希望する方は、年金事務所までお早めにご相談ください。
なお、お申し出の日によっては、停止希望月に停止できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

1. 口座振替による毎月の保険料額

納付の種類	対象月	振替日	保険料額
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円

2. 口座振替による前納の保険料額

対象月	振替日	保険料額
年 月	年 月 日	円
年 月	年 月 日	円
年 月	年 月 日	円
年 月	年 月 日	円

振替日の前日までにご指定の口座の残高をご確認ください。

基礎年金番号

被保険者氏名

ご指定の口座

金融機関名	口座番号	預金種別	口座名義人

※金融機関の合併などにより、合併などの前の金融機関名および口座番号となっている場合がありますが、振替に支障はありません。
※口座番号は個人情報保護のため、一部「*」で表示しております。
※ゆうちょ銀行を指定されている場合は、口座番号欄に通帳記号、通帳番号を合わせたものを記載しています(桁数が実際とは異なる場合がありますが、振替に支障はありません)。

厚生労働大臣印

大切なお知らせ

国民年金保険料口座振替額通知書

差出人 日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

〒

TEL

② ご案内は内側にあります。
矢印の方向へゆっくりはがして中をご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしください)

国民年金は、一人ひとりの将来の大きな支えになります。

インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「ねんきんネット」をご利用ください。
ご利用の際に必要なユーザID・パスワードは、日本年金機構ホームページからお申し込みください。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構 検索

開封方法
①②の順に矢印の方向へゆっくりいねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください)

①

口座振替について

国民年金保険料の口座振替の取り扱いは、次のとおりです。

【振替方法と振替日】

- 「翌月末振替(毎月納付)」
振替日は国民年金保険料の納付期限である納付対象月の翌月末日です。
- 「当月末振替・早割(毎月納付)」
振替日は納付対象月の月末です。納付期限より1カ月早い納付となるため保険料が月額50円引きになります。初回は前月分と当月分の2カ月分を同時に振替します。ただし、割引は当月分からです。
- 「2年前納」「1年前納」「6カ月前納」
納付対象期間の最初の月の末日が振替日です。保険料を納付期限前までにまとめて納付することで保険料が割引になります。

【振替不能となった場合の取り扱い】

振替日に残高不足などにより振替できなかった場合は、次回の振替日に翌月分と合わせて2カ月分の振替を行います。再度振替ができなかった場合には納付書をお送りしますので、最寄りの金融機関などで納付してください。
なお、前納が振替不能となった場合は、「翌月末振替(毎月納付)」の口座振替による納付となり、割引が受けられなくなりますのでご注意ください。

「後納制度」をご利用ください。

平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、過去5年間の保険料を納めることができる後納制度をご利用いただけます。過去5年間に納め忘れの保険料があるときは、後納制度をお申し込みください。

平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額16,490円です。

それぞれの振替方法による保険料額は、次のとおりです。
上記国民年金保険料に加えて、1カ月あたり400円の付加保険料を納付すると、納付月数に応じて受け取る年金額の年額が、「200円×納付月数分」上乗せされます。

1. 口座振替による毎月の保険料額

納付の種類	保険料額	付加保険料額	保険料額(付加保険料額含む)
一般	16,490円	400円	16,890円
早割	16,440円	400円	16,840円

2. 口座振替による前納の保険料額

対象月の月数	保険料額	付加保険料額	保険料額(付加保険料額含む)	対象月の月数	保険料額	付加保険料額	保険料額(付加保険料額含む)
1カ月	16,440円	400円	16,840円	13カ月	209,390円	5,080円	214,470円
2カ月	32,820円	800円	33,620円	14カ月	225,000円	5,460円	230,460円
3カ月	49,150円	1,190円	50,340円	15カ月	240,560円	5,850円	246,410円
4カ月	65,420円	1,590円	67,010円	16カ月	256,070円	6,230円	262,300円
5カ月	81,650円	1,980円	83,630円	17カ月	271,520円	6,600円	278,120円
6カ月	97,820円	2,370円	100,190円	18カ月	286,930円	6,980円	293,910円
7カ月	113,930円	2,760円	116,690円	19カ月	302,290円	7,360円	309,650円
8カ月	130,000円	3,150円	133,150円	20カ月	317,590円	7,730円	325,320円
9カ月	146,010円	3,540円	149,550円	21カ月	332,850円	8,100円	340,950円
10カ月	161,970円	3,930円	165,900円	22カ月	348,060円	8,480円	356,540円
11カ月	177,880円	4,310円	182,190円	23カ月	363,210円	8,850円	372,060円
12カ月	193,730円	4,700円	198,430円	24カ月	378,320円	9,220円	387,540円

現金・クレジットカード納付でも、2年前納ができるようになりました。

平成29年4月から、口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、2年度分の保険料をまとめて納める「2年前納」ができるようになりました。
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

1704 1031 037

20170401 A-01

77



届書等・通知書等⑳ (口座振替)

国民年金保険料口座振替辞退申出書 国民年金保険料預金口座振替辞退(取消)通知書

(年金事務所用)

届書コード
6 5 5 届書

決 裁 年 月 日
56551
事務センター長 事務センター長 プループ長 担当 者

国民年金保険料口座振替辞退申出書

年金事務所長 あて 平成 年 月 日

私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付することを辞退したいので申出します。

1. 被保険者基礎年金番号・指定預金口座等

① 基礎年金番号	5.昭和 7.平成	② 生年月日	年 月 日	③ 送信
----------	--------------	--------	-------	------

国民年金被保険者
被保険者氏名 電話番号
住 所

金融機関名 預金種別 口座番号
銀行 信用金庫 1.普通
信用組合 農協 支店 2.当座
労働金庫 農協

指定預金口座
届書コード 支店コード 通帳記号 通帳番号(右詰めで記入)
1 6 6 3 2 1 0 の

お届け印

口座名義人氏名 住所 (ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入してください)

2. 対象保険料 国民年金保険料

※ 口座振替辞退の申出をされてからお手続きが完了するまでに1~2カ月程度かかることがありますのでご了承ください。

3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

1枚目 1411 1016 003

金融機関(ゆうちょ銀行用)

金融機関使用欄

国民年金保険料預金口座振替辞退(取消)通知書

取扱金融機関等御中 平成 年 月 日

私は、下記国民年金保険料の納付を口座振替により納付することを辞退したいので通知します。

1. 被保険者基礎年金番号・指定預金口座等

基礎年金番号	5.昭和 7.平成	生年月日	年 月 日
--------	--------------	------	-------

国民年金被保険者
被保険者氏名 電話番号
住 所

金融機関名 預金種別 口座番号
銀行 信用金庫 1.普通
信用組合 農協 支店 2.当座
労働金庫 農協

指定預金口座
届書コード 支店コード 通帳記号 通帳番号(右詰めで記入)
1 6 6 3 2 1 0 の

お届け印

口座名義人氏名 住所 (ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入してください)

2. 対象保険料 国民年金保険料

※ 口座振替辞退の申出をされてからお手続きが完了するまでに1~2カ月程度かかることがありますのでご了承ください。

3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

2枚目 1411 1016 003

国民年金保険料口座振替辞退申出書(控)
兼・国民年金保険料預金口座振替辞退(取消)通知書(控)

平成 年 月 日

1. 被保険者基礎年金番号・指定預金口座等

基礎年金番号	5.昭和 7.平成	生年月日	年 月 日
--------	--------------	------	-------

国民年金被保険者
被保険者氏名 電話番号
住 所

金融機関名 預金種別 口座番号
銀行 信用金庫 1.普通
信用組合 農協 支店 2.当座
労働金庫 農協

指定預金口座
届書コード 支店コード 通帳記号 通帳番号(右詰めで記入)
1 6 6 3 2 1 0 の

お届け印

口座名義人氏名 住所 (ゆうちょ銀行利用の場合のみ記入してください)

2. 対象保険料 国民年金保険料

※ 口座振替辞退の申出をされてからお手続きが完了するまでに1~2カ月程度かかることがありますのでご了承ください。

3枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

3枚目 1411 1016 003



届書等・通知書等^{②①} (クレジットカード納付)

国民年金保険料クレジットカード納付 (変更) 申出書

記入例

届書コード
6 5 4 1

国民年金保険料クレジットカード納付 (変更) 申出書

年金事務所長 あて

平成〇〇年〇〇月〇〇日

私は、下記国民年金保険料をクレジットカードにより定期的に納付したいので、保険料額等必要な事項を記載した納付書は、指定の指定代理納付者へ送付してください。

1. 被保険者の基礎年金番号・指定クレジットカード等

基礎年金番号 (10桁) で申出する場合は「①個人番号 (または基礎年金番号)」に左詰めで記入してください。

太枠線内のみ記入、押印してください。	① 個人番号 (または基礎年金番号)										② 生年月日				送 信													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	⑤ 昭和 7 平成	5		0	年	0	1	月	0	1	日					
	被保険者氏名										③ 電話番号種別				④ 電話番号													
	国年 太郎 <small>(自宅の場合は押印不要)</small>										① 自宅 3 勤務先 2 携帯 4 その他				×××-123-4567													
住 所										〒 111-1111				〇〇都〇〇町〇〇4-11-15														
指定クレジットカード	⑤ カード番号 (右詰めで記入)										⑥ カード有効期限				送 信													
	3	4	5	6	-	7	8	9	0	-	1	2	3	4		-	5	6	7	8	0	8	月	/	2	0	2	0
	※ ⑦ 納付方法										⑧ クレジットカード名義人氏名				ICHIRO KOKUNEN													
	1 毎月納付 ② 6カ月前納 3 1年前納 5 2年前納										クレジット会員の方が自署で記入してください。 被保険者本人のクレジットカードであっても、クレジットカード名義人氏名を記入してください。																	
クレジットカード名義人氏名 (自署)										被保険者との続柄				電 話 番 号														
国年 一郎										父				×××-234-5678														

ご利用いただくクレジットカードに〇印をつけてください。

① ① アメリカン・エクスプレス	② ② イオンクレジット	③ ③ NCB商連
④ ④ Orico	⑤ ⑤ セゾン	⑥ ⑥ JCB
⑦ ⑦ ダイナースクラブ	⑧ ⑧ ジャックス	⑨ ⑨ 東急
⑩ ⑩ 日専連	⑪ ⑪ 三井住友	⑫ ⑫ 三菱UFJニコス
⑬ ⑬ ライフ	⑭ ⑭ 楽天	⑮ ⑮ UC
⑯ ⑯ Master		

本人以外の場合に記入してください。
(被保険者との続柄が本人・配偶者以外の場合は、クレジットカード名義人に対して、電話または書面による同意確認を行っています。)

納付方法の説明	1. 毎月納付	毎月末日に当月分の保険料を指定代理納付者 (クレジットカード会社) が立替納付します。
	2. 6カ月前納	4月分から9月分の保険料を4月末日、10月分から翌年3月分の保険料を10月末日に指定代理納付者(クレジットカード会社)が立替納付します。その場合の保険料額は、6カ月前納による書引額が適用された額となります。 ※4月分から9月分の保険料の前納を希望する方は2月末日まで、10月分から翌年3月分の保険料の前納を希望する方は8月末日までにそれぞれお申し込みください。2月末日までに間に合わなかった場合は9月まで、8月末日までに間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。
	3. 1年前納 5. 2年前納	4月分から翌年3月分または翌々年3月分の保険料を4月末日に指定代理納付者(クレジットカード会社)が立替納付します。その場合の保険料額は、1年前納または2年前納による書引額が適用された額となります。 ※2月末日までお申し込みください。間に合わなかった場合は、翌年3月まで毎月納付の取扱いとなります。

(注) 納付方法で2年前納、1年前納及び6カ月前納を希望する場合は、ご利用になるクレジットカードの利用限度額が前納金額を上回っている必要がありますので、ご注意ください。また、支払回数は1回払いのみとさせていただきます (分割払い、リボ払い等はご利用になれません)。

2. 対象保険料：国民年金保険料

※過去の未払い分の保険料、一部免除 (一部納付) されている期間の保険料を納める場合には、クレジットカード納付はご利用いただけません。

(注) 提出はお近くの年金事務所へお願いします。その際、もう一度、クレジットカード番号等のご確認をお願いします。

(注) 被保険者とカード名義人の続柄が本人・配偶者以外の場合は、電話または書面によるカード名義人の同意確認が必要となりますので、ご注意ください。

※2枚目は控えですので提出せず、お手元に保管してください。

【裏面もご覧ください】

お知らせ

1804 1031 036



届書等・通知書等²² (クレジットカード納付)

国民年金保険料クレジットカード納付開始(変更)・額通知書

料金後納郵便
親展

見本

大切なお知らせ
国民年金保険料クレジットカード納付開始(変更)・納付額通知書

差出人
日本年金機構 Japan Pension Service 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先
〒 TEL

② ご案内は内側にあります。
失印の方向へ折ってください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからお持ちください)

国民年金保険料 クレジットカード納付開始(変更)通知書

国民年金保険料の納付についてクレジットカード納付をご利用いただき、ありがとうございます。下記の内容で承りましたのでお知らせします。

○この通知書は、発行年月日現在の情報で作成しているため、その後、会社などに就職され、厚生年金保険料に加入している方などにも届くことがあります。
なお、厚生年金保険への加入などにより、国民年金保険料を納める必要がなくなった方でも、一旦保険料が納付されることがあります。
その場合は、別途、日本年金機構からお送りする還付請求書をご提出いただくことにより、後日払い戻ししますので、あらかじめご了承ください。
○クレジットカード納付の停止を希望する方は、年金事務所までお早めにご相談ください。お申し出の日にもよっては、停止希望月に停止できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

基礎年金番号	
生年月日	
被保険者氏名	様
初回立替納付日	
納付対象月	
納付方法	
カード名義人	

発行年月日: 年 月 日
日本年金機構理事長 印

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省)に再審査請求できます。なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の決定、以下同じ。)があったことを知った日から6か月以内、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

国民年金保険料クレジットカード納付額通知書

納付金額および立替納付日につきましては、下記のとおりです。

1. クレジットカード納付による毎月の保険料額

納付の種類	対象月	立 替 納 付 日	保 険 料 額
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円
	年 月	年 月 日	円

2. クレジットカード納付による前納の保険料額

対 象 月	立 替 納 付 日	保 険 料 額
年 月	年 月 日	円
年 月	年 月 日	円
年 月	年 月 日	円

カード利用限度額・有効期限等にご注意ください。
詳細は裏面をご覧ください。

厚生労働大臣 印

国民年金は、一人ひとりの将来の大きな支えになります。

インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「ねんきんネット」をご利用ください。
ご利用の際に必要なユーザID・パスワードは、日本年金機構ホームページからお申し込みください。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構 検索

見本

開封方法
① (水) 印の方向へ折ってください。
② 開封する場合は、よく乾かしてから開封してください。

① ②

ご案内は内側にあります。

クレジットカード納付について

国民年金保険料のクレジットカード納付の取り扱い、次のとおりです。

＜納付方法と納付日＞
○「毎月納付」……当月分を当月末日に納付
○「6ヵ月前納」……4月～9月分を4月末日に、10月～翌年3月分を10月末日に納付
○「1年前納」……4月～翌年3月分を4月末日に納付
○「2年前納」……4月～翌年3月分を4月末日に納付
※前納の場合、現金納付と同じ割引額となりますが、毎月納付の場合割引はありません。

＜クレジットカードの有効性等の確認＞
クレジットカード納付では、毎月納付を含めたすべての方を対象に、日本年金機構がクレジットカード会社に、毎月、利用限度額や有効性等を確認しています。カードが有効である場合に、クレジット会社が立替を行います。

カード利用限度額・有効期限等にご注意ください。

○上記の確認で、カードが有効と確認できなかった場合は、現金で納付していただくこととなります(納付月の翌月に「納付書」をお送りします)。前納の場合は、その前納対象期間はクレジットカード納付の「毎月納付」の扱いとなります。この場合、6ヵ月前納では4月分または10月分、1年前納および2年前納では4月分のみをお送りの納付書により現金で納付していただくこととなります。

○クレジットカードの有効期限到来時には改めて手続きが必要となります。有効期限が到来した場合は、有効期限が更新されたカードで改めて「クレジットカード納付(変更)申出」の手続きをお願いします。
なお、指定代理納付者(※)が発行するカードをご利用の方は、原則、改めての手続きは不要です。
(※)指定代理納付者とは国民年金法に基づき指定を受けたクレジットカード発行会社です。詳しくはお近くの年金事務所までお問い合わせください。

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。

それぞれの振替方法による保険料額は、次のとおりです。上記国民年金保険料に加えて、1カ月あたり400円の付加保険料を納付すると、納付月数に応じて受け取る年金額の年額が、「200円×納付月数分」上乗せされます。

1. クレジットカード納付による毎月の保険料額

納付の種類	保 険 料 額	付 加 保 険 料 額 (付加保険料額含む)	
一般	16,340円	400円	16,740円

2. クレジットカード納付による前納の保険料額

対象月の月数	保 険 料 額	付 加 保 険 料 額 (付加保険料額含む)	対象月の月数	保 険 料 額	付 加 保 険 料 額 (付加保険料額含む)		
1ヵ月	16,340円	400円	16,740円	13ヵ月	208,380円	5,100円	213,480円
2ヵ月	32,630円	800円	33,430円	14ヵ月	224,110円	5,480円	229,590円
3ヵ月	48,860円	1,200円	50,060円	15ヵ月	239,780円	5,860円	245,640円
4ヵ月	65,040円	1,590円	66,630円	16ヵ月	255,410円	6,250円	261,660円
5ヵ月	81,170円	1,990円	83,160円	17ヵ月	270,980円	6,630円	277,610円
6ヵ月	97,240円	2,380円	99,620円	18ヵ月	286,500円	7,000円	293,500円
7ヵ月	113,270円	2,770円	116,040円	19ヵ月	301,980円	7,380円	309,360円
8ヵ月	129,240円	3,160円	132,400円	20ヵ月	317,400円	7,760円	325,160円
9ヵ月	145,160円	3,550円	148,710円	21ヵ月	332,770円	8,130円	340,900円
10ヵ月	161,020円	3,940円	164,960円	22ヵ月	348,090円	8,500円	356,590円
11ヵ月	176,840円	4,330円	181,170円	23ヵ月	363,360円	8,880円	372,240円
12ヵ月	192,600円	4,710円	197,310円	24ヵ月	378,580円	9,250円	387,830円

現金・クレジットカード納付でも、2年前納ができるようになりました。

平成29年4月から、口座振替に加えて現金・クレジットカード納付についても、2年度分の保険料をまとめて納める「2年前納」ができるようになりました。
詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

1804 1031 040



届書等・通知書等^{②③}（クレジットカード納付）

国民年金保険料クレジットカード有効性確認結果通知書

料金後納郵便

見本

親展

〒

電話

② ご案内は内側にあります。
裏側の方(①)からお開きください。
矢印方向にゆっくりといねいに開いてください。

**クレジットカードの有効性
確認結果のお知らせ**

先に申出のありました国民年金保険料のクレジットカードによる納付についてですが、下記のクレジットカードでは、有効性が確認できませんでした。
カード情報をご確認のうえ、クレジットカード会社にお問い合わせいただけますようお願いいたします。

基礎年金番号	
生年月日	
被保険者氏名	
カード番号	
有効期限	(月/年)
カード名義人	

年 月 日 作成

日本年金機構

※ご注意

- このお知らせに記載されているカード番号は、個人情報保護のため、下4桁の数字以外は「*」で表示しております。
- 別のクレジットカードにより納付を希望される場合は、お手数ではございますが、再度、年金事務所までお申し出ください。
- これまで国民年金保険料の口座振替を利用されている場合は、今回のお申し出によってクレジットカードの有効性が確認できませんでしたので、引き続き口座振替の扱いとなります。

**国民年金は、
一人ひとりの将来の
大きな支えになります。**

見本

インターネットで自身の年金加入状況いつでも簡単におねんきんネットからご確認ください。
ご利用の際に必要なユーザID・パスワードは、日本年金機構ホームページからお申し込みください。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構 検索

開封方法
①②の順に矢印の方向へゆっくりといねいに開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

ご案内は内側にあります。

裏面にご案内があります。

裏面をご覧ください。

国民年金のポイント

- ◎国民年金は20歳から60歳になるまでのすべての人が加入し、保険料を納める制度です。
- ◎国民年金は国が責任をもって運営する安定した制度です。
 - 年金の給付は生涯にわたって保障されます。
- ◎国民年金は、40年間保険料を納付して、満額の年金額779,300円(※平成30年度)が受け取れます。
 - 年金(老齢年金)を受け取るためには、原則として10年以上の保険料納付済期間(保険料免除期間等を含む)が必要です。
- ◎国民年金には老齢年金の他にも、障害年金、遺族年金があります。
 - 病気や事故で障害が残ったときに受け取れる障害年金や、被保険者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者または子)が受け取れる遺族年金があります。
- ◎保険料を納め忘れると、年金が受けられない場合がありますので、ご注意ください。
- ◎国民年金の保険料は、確定申告の際、全額社会保険料控除として認められます。

1804 1031 026



届書等・通知書等②④ (その他)

国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書

国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書

本人控え

頁	自		至		理由	自		至		理由	月数・金額	
	年	月	年	月		年	月	年	月		月数	金額
過誤納期間	年	月	年	月	/	年	月	年	月	/	過誤納月数	ヶ月
	年	月	年	月		過誤納金額	円					
	年	月	年	月		年	月	年	月		充当月数	ヶ月
充当期間	年	月	年	月	/	年	月	年	月	/	充当金額	円
	年	月	年	月		年	月	年	月		還付月数	ヶ月
	年	月	年	月		年	月	年	月		還付金額	円

氏名 過誤納調査決定年月日 平成 年 月 日
 基礎年金番号 生年月日 年 月 日
 過誤納通番 理由

- あなた様の国民年金保険料が払い過ぎとなっておりますので上記のとおりし、残金を払い戻し(還付)します。なお充当期間中に記入のない場合は充当しとなります。
- 右の還付請求書に必要な事項を記入・押印のうえ、年金事務所へ提出してください。
- この通知がお手元へ届いた日の翌日から起算して2年を経過しても還付請求書の提出がない場合は、時効により払い戻しを受けることができなくなりますのでご注意ください。

〒 平成 年 月 日
 代理人 役職名
 厚生労働省年金局事業管理課

国民年金保険料還付請求処理票

提出用

届書コード 基礎年金番号 生年月日 過誤納通番

①支払種別 ②受取機関コード

③受取金額 ④口座番号または通帳記号番号

※この処理票は、機械処理されますので、汚したり折りまげたりしないでください。
 ※この処理票には、記入の必要はありません。

国民年金保険料還付請求書

提出用

届書コード 基礎年金番号 生年月日 過誤納通番

氏名 過誤納調査決定年月日 平成 年 月 日

④支払種別 ⑤受取機関 ⑥預貯金種別 ⑦口座番号(右詰め)

⑧請求者 ⑨住所

⑩代理人 ⑪住所

見本

見本

見本

見本

記入上の注意

- 振込先の誤りを防止するため、提出時にできる限り金融機関名や口座番号の確認ができる書類(通帳のコピー等)を添付してください。
- 銀行等の金融機関の預金口座に振り込みを希望される場合、金融機関名、支店名(口座開設店)、預金種別、口座番号及び口座名義人氏名を正確に記入してください。
 記入例 金融機関(ゆうちょ銀行以外)の口座に振り込む場合(例:普通預金 口座番号1234567の場合)

金融機関名	預金種別	口座番号(右詰め)
① 普通預金 ② 当座	1 2 3 4 5 6 7	

 口座名義人氏名(カナで記入)
 ※口座番号が7桁以下の場合は、右詰め記入しなかった場合に「0」を記入してください。
- ゆうちょ銀行の口座に振り込みを希望する場合、通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号、番号及び口座名義人氏名を正確に記入してください。
 記入例 ゆうちょ銀行の口座に振り込む場合(例:記号番号10900-1-1234561の場合)

預貯金種別	記号	番号(右詰め)
1	1 9 9 9 0 0	0 1 2 3 4 5 6 1

 口座名義人氏名(カナで記入)
 ※通帳番号が7桁以下の場合は、右詰め記入しなかった場合に「0」を記入してください。
- インターネット専業銀行等では振り込みができない場合がありますので、詳しくは年金事務所にお問い合わせください。
- 口座をお持ちでない方は、お受取り方法について年金事務所にお問い合わせください。
- 「請求者」欄には、被保険者本人の住所、氏名を記入のうえ、押印してください。被保険者が自ら署名する場合には、「請求者」欄⑩の氏名の押印は不要です。
- 被保険者の方が亡くなったことにより、相続人の方が納付済保険料の還付を請求するときは、「請求者」欄に、相続人の方の住所・氏名を記入して、被保険者であった方の死亡及び先順位の相続人であることを明らかにできる書類(例:戸籍簿)を添付して提出してください。ただし、この請求書とほかの請求書等同時提出する場合、ほかの請求書等と同じ書類を添付しているときは、この請求書の余白にその旨を記入すれば、重複してその書類を添付する必要はありません。
- この請求書は、「本人控え」のお問い合わせ先に記載されている年金事務所へ提出してください。



必要書類（申請免除・納付猶予）

必ず提出・添付するもの（全共通）

- 年金手帳（氏名の記載のページ）または基礎年金番号通知書のコピー



＜以前交付されていた年金手帳＞ ＜現在交付している年金手帳＞

- 印鑑（認め印でも可、スタンプ印は不可）

申請免除、納付猶予の場合に添付するもの

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- 特例認定（失業等）での申請をする時は次の書類

＜失業したこと等により申請を行うときで雇用保険の被保険者であった方＞ ※以下のいずれか

- ✓ 雇用保険受給資格者証のコピー
- ✓ 雇用保険被保険者離職票等のコピー

＜事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方＞ ※以下のいずれか

- ✓ 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよび申請した時の添付書類のコピー
- ✓ * 履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
- ✓ * 税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるもの）
- ✓ * 保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるもの）または廃止届証明書
- ✓ * その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類
（* 印の書類と併せて失業の状態にあることの申立てが必要。）

＜生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請する方＞

- ✓ その事実を確認できる公的機関の証明書のコピー

＜特別障害給付金を受け取っていることを理由に申請する方＞

- ✓ 受給資格者証のコピー

【特例免除の申請が可能な期間】 ※平成30年7月に申請する場合	
災害・失業等の事由が発生した年	特例免除の申請が可能な期間
平成26年（1月～12月）	平成28年6月～平成28年6月
平成27年（同上）	平成28年6月～平成29年6月
平成28年（同上）	失業等の前月～平成30年6月
平成29年（同上）	失業等の前月～平成31年6月

- 失業した日は離職日の翌日です。
（12月31日に離職したときは翌年が「失業等の事由が発生した年」となります。）
- 申請時点から2年1カ月以上前の期間は時効により免除等の申請はできません。



必要書類（学生納付特例・法定免除）

学生納付特例制度の場合に添付するもの

- 国民年金保険料学生納付特例申請書
- 学生証（裏面も含む）のコピーまたは在学証明書の原本
 - ※ 在学期間がわかるもの
 - ※ 過去の年度分を申請する場合で、学生証では在学期間がわからない場合は、在学期間がわかる在学証明書を添付
- 特例認定（失業等）での申請をする時は次の書類
 - <失業したこと等により申請を行うときに雇用保険の被保険者であった方> ※以下のいずれか
 - ✓ 雇用保険受給資格者証のコピー
 - ✓ 雇用保険被保険者離職票等のコピー
 - <事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方> ※以下のいずれか
 - ✓ 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよび申請した時の添付書類のコピー
 - ✓ * 履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書
 - ✓ * 税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるもの）
 - ✓ * 保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるもの）または廃止届証明書
 - ✓ * その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類（* 印の書類と併せて失業の状態にあることの申立てが必要。）
 - <生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることを理由に申請する方>
 - ✓ その事実を確認できる公的機関の証明書のコピー

【特例免除の申請が可能な期間】※平成30年4月に申請する場合

災害・失業等の事由が発生した年	特例免除の申請が可能な期間
平成26年（1月～12月）	平成28年3月～平成28年3月
平成27年（同上）	平成28年3月～平成29年3月
平成28年（同上）	失業等の前月～平成29年3月
平成29年（同上）	失業等の前月～平成30年3月

- 失業した日は離職日の翌日です。（12月31日に離職したときは翌年が「失業等の事由が発生した年」となります。）
- 申請時点から2年1カ月以上前の期間は時効により免除等の申請はできません。

法定免除の場合に添付するもの

- 国民年金保険料免除理由（該当・消滅）届
- 生活保護受給票または生活保護受給証明（生活保護受給による法定免除の場合）

代理人がお越しになる場合に必要なもの（全共通）

- 委任状
- 窓口で代理でお手続きする方の身分を確認できるもの（運転免許証、パスポート等）



申請書等・通知書等②⑤ (免除・納付猶予)

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成〇〇年〇〇月〇〇日
以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に誤れがないこと、前年所得の記入内容に誤りが
ないことを申し立てます。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報(所得情報、生活保護
受給情報等)の確認について、市区町村(前住所地等を含む)及び日本年金機構
に委託します。
〒123-4567
住所: 〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3
被保険者氏名: 国年 太郎

日本年金機構HP (<http://www.nenkin.go.jp/>)に国民年金免除・納付猶予申請
書の記載方法を説明する動画を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄(※1)
○提出年月日をご記入ください。
○住民票の住所を記入してください。

申請前に、記入もれ、記入誤りがないか
を再度ご確認ください。(記入もれや記入
誤りが判明した場合は、書類の返戻やさ
かのぼって免除等の承認が取り消し等と
なります。)

基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」に左詰めで記入してください。

① 個人番号 (または基礎 年金番号)	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	② 電話番号	③ 自宅 ④ 携帯電話 ⑤ 勤務先 ⑥ その他	00-0000-0000
③ 被保険者 氏名	(フリガナ) 国年 太郎	④ 被保険者 生年月日	⑤ 昭和 ⑥ 平成	0 4 0 5 2 0
⑤ 配偶者 氏名	(フリガナ) 国年 花子	⑥ 配偶者 生年月日	⑦ 昭和 ⑧ 平成	0 4 0 8 1 0
⑦ 世帯主 氏名	(フリガナ) 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主で ある場合にご記入ください。		
⑧ 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 税申告された住所地(申告年の1月1日時点等)が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更(結婚・離婚・世帯主変更等)があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 平成29年1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇部〇〇町〇-〇 配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇 平成29年1月1日世帯主変更 前世帯主 国年 高子			

配偶者および世帯主について

- 今年度分を申請する場合は、現在の配偶者・世帯主を記入してください。
- 過去の年度分を申請する場合は、その申請期間の末日時点の配偶者・世帯主を記入してください。
- 世帯主氏名は、被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。
- ※ 配偶者については、別居中であっても記入してください。この場合、別居中の配偶者の住所を「⑧特記事項」欄にご記入ください。

◆ 免除等区分は基本的に記入不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1~5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「x」で抹消してください。
※ 「納付猶予」は、50歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。

⑨ 免除等区分	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑩(※2) 申請期間	平成 〇〇 年度分		⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者: ① あり ② なし ③ 不明 配偶者: ① あり ② なし ③ 不明 世帯主: ① あり ② なし ③ 不明	
⑫(※3) 前年所得 (⑩の前年)	被保険者: ① なし ② あり(57万円以下) ③ あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 配偶者: ① なし ② あり(57万円以下) ③ あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 世帯主: ① なし ② あり(57万円以下) ③ あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)				
⑬(※4) 特例認定 区分 (前年所得超過)	被保険者: ① 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) ② 天災等 ③ その他() 配偶者: ① 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) ② 天災等 ③ その他() 世帯主: ① 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) ② 天災等 ③ その他()				
⑭ 継続希望 区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。			① する ② しない	
⑮ 備考	失業後の期間に限り申請		※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。		

「⑨免除等区分」欄
○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「x」で抹消してください。

「⑩申請期間」欄(※2)
○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。
○免除・納付猶予での年度は、7月から翌6月までです。
(例:平成29年度分)
⇒平成29年7月分~平成30年6月分
※ なお、平成29年度分は、平成29年7月以降に申請することができます。
○過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

記入例	申請期間	審査の対象となる前年所得
平成 29 年度分	平成29年7月~平成30年6月	平成29年中の所得
平成 27 年度分	平成27年7月~平成28年6月	平成27年中の所得
平成 28 年度分	平成28年7月~平成29年6月	平成28年中の所得
平成 29 年度分	平成29年7月~平成30年6月	平成29年中の所得

「⑬特例認定区分」欄(※4)
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。
○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑭継続希望区分」欄
○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。「○」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。
※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。

「⑮備考」欄
○3枚目(本人控)裏面の注意事項の1.(6)をご参照の上、該当する場合に記入してください。
○申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離婚後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、その旨を記入してください。
※ なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。
○「⑨免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。
(例:4分の1免除の次に納付猶予を審査)

「⑪税申告の有無」欄
○「⑩申請期間」に記入した年度の前年所得について、税申告(住民税申告・確定申告等)を行っている場合は「1. あり」、行っていない場合は「2. なし」、分からない場合は「3. 不明」に○を記入してください。

「⑫前年所得」欄(※3)
○必ず記入してください。
○<所得=(収入-必要経費)>です。また、「3. あり(57万円超)」の場合は、税申告が必要になります。「⑪税申告の有無」が「2. なし」又は「3. 不明」の場合は、市区町村に税の申告又は申告状況の確認をしてください。なお、申告方法等の詳細については、お住まいの市区町村にご確認ください。



申請書等・通知書等②⑦ (免除・納付猶予)

国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書

料金後納郵便

親展

差出人
〒

TEL

②

ご案内は内側にあります。裏面の「開封方法」をご覧ください。

国民年金番号

山折り

第 年 月 日

谷折り

日本年金機構理事長 印

国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書

見本

全額免除	半額免除	4分の3免除	納付猶予
------	------	--------	------

国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書の上記の審査希望額で申請のあったものについて審査した結果、以下の免除または納付猶予申請を承認します。

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して90日以内に支庁又は国、または、あなたの住所地の社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に審査請求ができます。また、その決定に不服があるときは、決定書の発行された日の翌日から起算して90日以内に社会保険審査官（厚生労働省）に審査請求ができます。

なお、この決定の取消の請求は、審査請求の請求をされた後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から3か月を経過しても提起できない中、決定の執行等による新しい請求を提起するための緊急の必要がある中、その決定を無効とする請求も提起することができます。この請求は、請求の受理を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、日本年金機構を相手として提起できます。ただし、原則として、請求の日から1年を経過すると請求を提起できません。

通知の記載内容のご説明

- ◎「期間延長承認」と記載されている方
前年度に翌年度以降も全額免除または納付猶予の審査を希望したことによって、引き続き承認されたものです。
- ◎「今後、免除申請が必要です。」と記載されている方
承認期間以降（30歳以降）の期間について、保険料を納めることが困難な場合、あらためてお住まいの市区町村窓口で保険料免除の申請が必要となります。
- ◎「継続審査申出受付済」と記載されている方
今後の全額免除または納付猶予の審査が自動的に行われますので、免除申請を行う必要はありません。

保険料の一部免除が承認された方へ

4分の3免除、半額免除、4分の1免除が承認となった方は後日、納付すべき一部の保険料額の納付書が届きますので、必ず納付してください。

この保険料を納め忘れると、年金額および受給資格期間に反映されない未納期間となります。

後日送付する納付書は、納期限から2年または使用期限を過ぎると使用できなくなります。免除等を申請した期間は、時効中断により申請日から2年間、保険料を納付できる場合があります。使用期限を過ぎて保険料納付を希望する場合は、年金事務所で納付書を再発行しますのでご連絡ください。

所保険料の納付方法には、一括で納めるのと割引になる「前納制度」や、納め忘れない「口座振替」をご利用いただくこともできますので、お近くの年金事務所へご相談ください。

国民年金は、一人ひとりの将来の大きな支えになります。

インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「ねんきんネットサービス」をご利用ください。ご利用の際に必要なユーザID・パスワードは、ホームページからお申し込みください。

日本年金機構ホームページ
<http://www.nenkin.go.jp/>

開封方法

①②の順に矢印の方向へゆっくりいらない開いてください。（水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。）

①

②

③

ご案内は内側にあります。

国民年金追納のお勧め

国民年金保険料の免除または若年者納付猶予の承認を受けた期間については、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。

将来受け取る年金額を増額するためにも、追納することをお勧めします。

なお、免除等の承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納する場合の追納保険料の額は、その当時の保険料額に追納加算額を加えた額となります。

免除等の承認を受けた期間の老齢基礎年金額は、それぞれ以下の年金額となります。なお、追納した期間中は減額されません。

・全額免除の期間……8分の4の年金額
・4分の3免除の期間……8分の5の年金額
・半額免除の期間……8分の6の年金額
・4分の1免除の期間……8分の7の年金額
・若年者納付猶予および学生納付特例の期間……年金額に反映されません（受給資格期間の計算対象にはなりません）

保険料の追納を希望する場合は、お近くの年金事務所までご連絡ください。

引続き免除を希望される方へ
（「継続審査申出受付済」と記載されている方を除く）

次回免除申請の際に、継続希望欄に○印をしていただくことにより、その翌年度以降、申請は不要となります。

免除の審査にあたっては、所得の確認を行います。未申告等で所得額が確認できない場合は所得額等についてご照会することがあります。

- ・災害や失業などの事由により承認を受けた方は、翌年度も申請が必要です。
- ・継続申請を希望している方が、審査の結果、一部免除（4分の3、半額、4分の1）の承認を受けたときは、翌年度以降も申請が必要です。
- ・免除・納付猶予承認期間中に学生になった方は、改めて学生納付特例の申請を行ってください。

老後のためだけのものではありません

国民年金には、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、被保険者が死亡した場合、その被保険者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。保険料が未納の場合、万一のときに障害年金や遺族年金が受け取れない場合がありますので、保険料は納期限までにすみやかに納付してください。

1501 1016 043



申請書等・通知書等⑳ (免除・納付猶予)

国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書

届書コード	届書
6 8 2	

事務センター長/ 所長	副事務センター長/ 副所長	グループ長/ 課(室)長	担当者

国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書

① 個人番号(または基礎年金番号)				② 生年月日				氏名			
				5. 昭和 7. 平成				日(フリガナ)			
③ 変更前申請年月(始期)				④ 変更前申請年月(終期)							
7. 平成				7. 平成							
⑤ 変更後申請年月(始期)				⑥ 変更後申請年月(終期)				* ⑦ 変更申請年月日			
7. 平成				7. 平成				7. 平成			
備考											

- 基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。
- ①欄に基礎年金番号を記入した場合は年金手帳を添付してください。

【個人番号(マイナンバー)により申請する際の添付書類について】

本人が窓口で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください^{※1}。

- マイナンバーが確認できる書類: 通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し
- 身元(実存)確認書類: 運転免許証、パスポート、在留カードなど^{※2}

※1 郵送で申請書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

上記のとおり申請します。

平成 年 月 日

日本年金機構理事長 あて

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

市区町村	日本年金機構



申請書等・通知書等²⁹ (学生納付特例)

国民年金保険料学生納付特例申請書

記入例

※ 学生納付特例の申請年度は4月から翌年3月までです。

国民年金保険料学生納付特例申請書

日本年金機構理事長 へて 平成〇〇年〇〇月〇〇日
以下のとおり学生納付特例を申請します。
また、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人に関する情報(所得情報、生活保護受給情報等)の確認について、市区町村(前住所地等を含む)及び日本年金機構に委託します。

〒123-4567

(※1) 住所: 〇〇市〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名: 国年 太郎

(被保険者本人が署名した場合は押印は不要です)

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄^(※1)
○提出年月日を記入してください。
○住民票の住所を記入してください。

申請前に、記入もれ、記入誤りがないかを再度ご確認ください。(記入もれや記入誤りが判明した場合は、書類の返戻やさかのぼって学生納付特例の承認が取り消し等となります。)

基礎年金番号(10桁)で申請する場合は「①個人番号(または基礎年金番号)」に左詰めで記入してください。

A 基本情報	① 個人番号 (または基礎年金番号)	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1	② 生年月日	7. 平成	0 4 0 5 2 0
	③ 氏名	(フリガナ) コクネン タロウ	④ 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	00-0000-0000

「⑤申請期間」欄^(※2)
○年度を超えない範囲で記入してください。
(例:平成30年4月から平成31年3月まで)
年度単位での申請となるため、複数の年度分を申請する場合は、複数の申請書を提出してください。
なお、過去期間については、2年1カ月前まで申請することができます(20歳以上で学生である場合)。

B 申請内容	⑤ ^(※2) 申請期間 <small>(学生納付特例を申請する期間)</small>	平成 〇〇 年 〇〇 月から 平成 〇〇 年 〇〇 月まで	
	⑥ 在学予定期間	(入学年月) 平成 〇〇 年 〇〇 月から	(卒業予定年月) 平成 〇〇 年 〇〇 月まで
	⑦ 学校の名称	〇〇 大学	⑧ 学校の所在地 東京 〇 府 〇 県 〇 市 〇 区 〇 町
	⑨ 税申告の有無	1. あり 2. なし 3. 不明	⑩ ^(※3) 前年所得 1. なし 2. あり(118万円以下) 3. あり(118万円超) ⇒16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)
	⑪ ^(※4) 特例認定区分 ^(※4)	1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()	
⑫ 備考			

記入例	申請期間	課税の対象となる前年所得
平成 29 年度分	平成29年4月~平成29年3月	平成27年中の所得
平成 30 年度分	平成30年4月~平成30年3月	平成28年中の所得
平成 31 年度分	平成31年4月~平成31年3月	平成29年中の所得

「⑥在学予定期間」欄
○入学年月から卒業予定年月を記入してください。

- 「⑦学校の名称」欄
○学校名を記入してください。
- 「⑧学校の所在地」欄
○都道府県名・郡市区名・町村名まで記入してください。
- 「⑨税申告の有無」欄
○税申告(住民税申告・確定申告等)を行っている場合は「1. あり」、行ってない場合は「2. なし」、分からない場合は「3. 不明」に○を記入してください。
- 「⑩前年所得」欄^(※3)
○必ず記入してください。
○<所得=(収入-必要経費)>です。
また、「3. あり(118万円超)」の場合は、税申告が必要になります。「⑨税申告の有無」が「2. なし」又は「3. 不明」の場合は、市区町村に税の申告又は申告状況の確認をしてください。なお、申告方法等の詳細については、お住まいの市区町村にご確認ください。
○「3. あり(118万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族の(あり・なし)についても○を記入してください。
※ 前年度分を申請するときは、前々年所得について該当するものに○を記入してください。
- 「⑪特例認定区分」欄^(※4)
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。
○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金を受け取っていることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。
- 「⑫備考」欄
○税申告された住所地(申告年の1月1日時点等)が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。
○申請を希望する年度中の一部の期間に限る申請、生活保護法による生活扶助以外の扶助等を受け取っている場合の申請については、その旨を記入してください。
※ 3枚目(本人控)の裏面(注意事項)の1(4)をお読みいただき、該当する場合に記入してください。



申請書等・通知書等③⑩ (学生納付特例)

学生納付特例取消申請書/不該届

届書コード	届書
6 3 6 1	

事務センター長/ 所長	副事務センター長/ 副所長	グループ長/ 課(室)長	担当者

国民年金保険料学生納付特例取消申請書/不該届

① 個人番号(または基礎年金番号)				② 生年月日				氏名	
				う				送 信	
③ 申請年月日				④ 取消/不該区分				⑤ 学生納付特例不該当年月	
7. 平成				0:取消 1:不該当				7. 平成	
備考								送 信	

- 1、基礎年金番号(10桁)で申請(届出)する場合は「①個人番号」に左詰めで記入してください。
- 2、①欄に基礎年金番号を記入した場合は年金手帳を添付してください。
- 3、取消申請書として提出いただく場合、⑤欄は記入不要です。

【個人番号(マイナンバー)により申請(届出)する際の添付書類について】

本人が窓口で申請書(届書)を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください*1。

- ① マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し
- ② 身元(実存)確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど*2

*1 郵送で申請書(届書)を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

*2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

上記のとおり申請(届出)します。

平成 年 月 日

日本年金機構理事長 あて

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____ - _____

市区町村	日本年金機構



申請書等・通知書等③② (学生納付特例)

国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書

<p>料金後納郵便</p> <p>親展</p> <p>見本</p> <p>差し出し人 下</p> <p>TEL</p> <p>② ご案内は内側にあります。裏面の「開封方法」をご覧ください。</p>	<p>基礎年金番号</p> <p>山折り</p> <p>第 号 年 月 日</p> <p>谷折り</p> <p>日本年金機構理事長 印</p> <p>国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書</p> <p>提出のあった国民年金保険料学生納付特例申請について審査した結果、</p> <p>年 月から 年 月までの間の</p> <p>国民年金保険料の学生納付特例申請は、以下の理由により却下します。</p> <p>(理由)</p> <p>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭で、あなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の繕本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省管内)に再審査請求できます。</p> <p>なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の裁決。以下同じ。)があったことを知った日から6か月以内に、日本年金機構を被告として提起できます。ただし、原則として、審査請求の決定の日から1年を経過すると訴えを提起できません。</p>	
--	---	--

<p>国民年金は、一人ひとりの将来の大きな支えになります。</p> <p>インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「ねんきんネット」をご利用ください。ご利用の際に必要なユーザID・パスワードは、日本年金機構ホームページからお申し込みください。</p> <p>日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/</p> <p>日本年金機構 検索</p> <p>開封方法</p> <p>①②の順に矢印の方向へゆっくりいねいに開いてください。(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)</p> <p>①</p> <p>②</p> <p>ご案内は内側にあります。</p>	<p>国民年金の保険料納付は口座振替が便利でおとくです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎納め忘れがなく確実です。 ○保険料があなたの預金口座から毎月自動的に引き落とされますので納め忘れがなく確実です。 ◎手続きは簡単・無料です。 ○口座振替依頼書を金融機関の窓口にご提出ください。なお、申し込み手続きや引き落としには一切手数料はかかりません。 ◎手間と時間が省けます。 ○混雑しがちな窓口にも毎月訪れる手間と時間が省けますので、お忙しい方にはとても便利です。 ◎保険料が割引されます。 ○口座振替により、保険料を当月末引き落とし(早割)にすると、保険料が割引されおとくです。 <p>お手元の納付書は、納期限から2年または使用期限を過ぎると使用できなくなりますが、学生納付特例を申請した期間は、時効中断により申請日から2年間、保険料を納付できる場合があります。2年を過ぎて保険料の納付を希望する場合は、年金事務所で納付書を再発行しますのでご連絡ください。</p>	<p>国民年金のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎国民年金は20歳から60歳になるまでのすべての人が加入し、保険料を納める制度です。 ◎国が責任をもって運営する安定した制度です。 ○年金の給付は生涯にわたって保障されます。 ◎40年間保険料を納付して、満額の年金額779,300円(※平成30年度)が受け取れます。 ○年金(老齢年金)を受けるためには、原則として10年以上の保険料納付済期間(保険料免除期間等を含む)が必要です。 ◎障害年金、遺族年金があります。 ○病気や事故で障害が残ったときに受け取れる障害年金や、被保険者により生計を維持されていた遺族(子のある配偶者または子)が受け取れる遺族年金があります。保険料が未納の場合、万一のときに障害年金や遺族年金が受け取れない場合がありますので、保険料は納期限までにすみやかに納付してください。 ◎保険料は、確定申告の際、全額社会保険料控除として認められます。 <p>1804 1031 031</p>
--	--	---



申請書等・通知書等③③ (法定免除)

国民年金保険料免除期間納付申出書

様式コード
4 6 3 8



国民年金保険料免除期間納付申出書

日本年金機構理事長 あて
 平成 年 月 日
 以下のとおり、免除期間の納付を申し出ます。

住所： _____

被保険者氏名： _____ (被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

市区町村	日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で申出する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)	② 生年月日	5. 昭和 7. 平成	年	月	日
	③ 氏名 (フリガナ)	④ 電話番号	1. 自宅 2. 携帯電話 3. 勤務先 4. その他	-	-	-

裏面の留意事項を確認したうえで、申出内容について記入してください。

B. 申出内容	⑤ 免除期間納付の申出(始期)	7. 平成	年	月	⑥ 免除期間納付の申出(終期)	1. 指定しない(59歳11カ月まで) 2. 指定する(右欄を記入)	7. 平成	年	月
	⑦ 付加年金または国民年金基金加入状況	1. 現在、付加年金または国民年金基金に加入中ですか。		1. 付加年金に加入している		2. 国民年金基金に加入している		3. どちらも加入していない	
	⑧ 備考	2. 付加年金または国民年金基金に加入中の場合、納付申出後も継続加入を希望しますか。		1. はい		2. いいえ			

下記内容を確認のうえ、右のチェックボックスにチェック [☑] を入れてください。

C. 確認事項	1. 納付申出をした期間は、国民年金保険料の納付義務が発生します。	<input type="checkbox"/>
	2. 納付申出をした過去期間は、原則としてさかのぼって免除に戻すことはできません。	<input type="checkbox"/>
	3. 納付申出をしたことにより納付された国民年金保険料は、還付することはできません。	<input type="checkbox"/>
	4. 納付申出をした期間は、付加年金又は国民年金基金に加入することができますが、これから付加年金又は国民年金基金に加入する場合は、さかのぼって加入することはできません。	<input type="checkbox"/>



申請書等・通知書等³⁵ (追納)

国民年金保険料追納申込書

様式コード
4 6 2 4



国民年金保険料追納申込書

日本年金機構理事長 へて 平成 年 月 日

以下のとおり、追納を申し込みます。

〒

住所： _____

氏名： _____ 印

(被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

日本年金機構

基礎年金番号（10桁）で申込する場合は「①個人番号」欄に左詰めで記入してください。

A. 被保険者	① 個人番号 (または基礎年金番号)											② 生年月日	5. 昭和						7. 平成						年	月	日								
	③ 氏名	(フリガナ)										④ 電話番号	1. 自宅						2. 携帯電話						3. 勤務先						4. その他				

追納を申し込む期間等について記入してください。

B. 申込内容	⑤ 追納申込期間 1 (自～至)	7. 平成				年				月	～	7. 平成				年				月	⑥ 分割区分	0. 全部一括	3. 3カ月分毎	⑦ 職員 記載欄	
	⑧ 追納申込期間 2 (自～至)	7. 平成				年				月	～	7. 平成				年				月	⑨ 分割区分	0. 全部一括	3. 3カ月分毎	⑩ 職員 記載欄	
	⑪ 追納申込期間 3 (自～至)	7. 平成				年				月	～	7. 平成				年				月	⑫ 分割区分	0. 全部一括	3. 3カ月分毎	⑬ 職員 記載欄	
	⑭ 追納申込期間 4 (自～至)	7. 平成				年				月	～	7. 平成				年				月	⑮ 分割区分	0. 全部一括	3. 3カ月分毎	⑭ 職員 記載欄	

◆ 「⑰変更前氏名」欄「⑱氏名変更年月日」欄「⑲変更前住所」欄「⑳住所変更年月日」は、氏名や住所を変更した場合のみ記入してください。

⑰ 変更前氏名												⑱ 氏名変更 年月日	7. 平成						年						月						日						
⑲ 変更前住所												⑳ 住所変更 年月日	7. 平成						年						年						月						日
㉑ 備考																																					

【留意事項】

- 追納が承認された場合は、通知書と納付書が送付されます。
- 追納は追納が承認された期間のうち、古い月分から納めなければなりません。
※ 新しい月分を納められたときは、保険料を還付することになります。
- 納付書に記載がある期限までに必ず納めてください。
※ 期限を超えたときは、納められた保険料を還付することになります。

【個人番号（マイナンバー）により申込する際の添付書類について】

本人が窓口でを申込書を提出する場合は、マイナンバーカード（個人番号カード）を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください^{※1}。

① マイナンバーが確認できる書類：通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し

② 身元（実存）確認書類：運転免許証、パスポート、在留カードなど^{※2}

※1 郵送で申込書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。

※2 上記以外の②身元（実存）確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

余白



必要書類見本（離職票）

離職票 - 2

離職年月日
を要確認

様式第6号(2) **雇用保険被保険者離職票 - 2**

① 被保険者番号 4 8 0 0 - 0 1 0 5 6 6 - 2 ③ フリガナ コヨウ タロウ

② 事業所番号 4 8 0 1 - 0 0 1 1 8 6 - 9 離職者氏名 雇用 太郎

④ 離職年月日 平成 26 年 3 月 31 日

⑤ 名称 労働市場センター株式会社 ⑥ 離職者の住所又は居所 〒403-0001 富士吉田市竜ヶ丘2-4-3

事業所所在地 東京都千代田区霞が関1-2-1 電話番号 (0555) 23-8609

住所 東京都練馬区上石神井4-8-4 ⑦ 離職の日付 平成 26 年 4 月 1 日付で交付した離職票-1 (交付番号 987654321) に係る賃金支払状況である。印

事業主 労働市場センター株式会社 代表取締役 労働 邦一 センター 公共職業安定所長 印

離職の日以前の賃金支払状況等

⑧ 被保険者期間算定対象期間	⑨ ⑩の期間における賃金支払基礎日数	⑩ 賃金支払対象期間	⑪ ⑫の基礎日数	⑫ 賃金額			⑬ 備考
				⑫-A	⑫-B	計	
3月1日~離職日	31日	3月21日~離職日	11日	95,000			
2月1日~2月28日	28日	2月21日~3月20日	28日	200,000			
1月1日~1月31日	31日	1月21日~2月20日	31日	200,000			
12月1日~12月31日	31日	12月21日~1月20日	31日	200,000			
11月1日~11月30日	30日	11月21日~12月20日	30日	200,000			
10月1日~10月31日	31日	10月21日~11月20日	31日	200,000			
9月1日~9月30日	30日	9月21日~10月20日	30日	200,000			
8月1日~8月31日	31日	8月21日~9月20日	31日	200,000			
7月1日~7月31日	31日	7月21日~8月20日	31日	200,000			
6月1日~6月30日	30日	6月21日~7月20日	30日	200,000			
5月1日~5月31日	31日	5月21日~6月20日	31日	200,000			
4月1日~4月30日	30日	4月21日~5月20日	30日	200,000			
月 日~月 日	日	月 日~月 日	日				

⑭ 賃金に関する特記事項

運転免許証 住民基本台帳カード
 旅券 住民票記載事項証明書
 国民健康保険被保険者証(健康保険被保険者証)
 その他()

※公共職業安定所記載欄

⑮欄の記載 (有)・無
 ⑯欄の記載 (有)・無
 有 聴

写真欄 3×2.5

注意

- 基本手当は受給資格者が、高齢求職者給付金は高齢受給資格者が、特例一時金は特例受給資格者が、それぞれ労働の意思及び能力を有するにもかかわらず職業に就くことができないときに支給されるものであること。
- 基本手当、高齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けようとするときは、住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に出頭し、求職の申込みをした上、この離職票-2及び離職票-1(別紙)を提出すること。
- 基本手当、高齢求職者給付金又は特例一時金の支給を受けないときでも、後日必要な場合があるから、少なくとも4年間は大切に保管すること。
- この離職票-2を滅失し、又は損傷したときは、交付を受けた公共職業安定所に申し出ること。

※基本手当、高齢求職者給付金又は特例一時金の受給手続を取られる方は、裏面のII「支給を受けるための手続等」をご覧ください。

※公共職業安定所の印が無いものは無効となります。



必要書類見本（雇用保険受給資格者証）

雇用保険受給資格者証

様式第11号（第17条の2関係）（第1面、第2面）

雇用保険受給資格者証

（第1面）

1. 支給番号 48010-10-000109-7		2. 氏名 コウノ 知子			
3. 被保険者番号 4800-014551-0	4. 性別 男	5. 離職時年齢 45	6. 生年月日 3-400101	7. 求職番号 12345	
8. 住所又は居所					
9. 支払方法(記号(口座)番号 - 金融機関名 - 支店名) 安定所現金 (G)					
10. 資格取得年月日 100401	11. 離職年月日 220331	12. 離職理由 11			
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額 4,000	15. 給付制限			
16. 求職申込年月日 220401	17. 認定日 1型-月	18. 受給期間満了年月日 230331			
19. 基本手当日額 3,200	20. 所定給付日数 270	21. 通算被保険者期間 111230			
22. 離職前事業所名 ロド'ウジ'ョクセンター'カ'シ'カ'イ'ヤ 労働市場センター株式会社					
23. 再就職手当支給歴	24. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村) 0 0 0 0				

安定所連絡メッセージ1

安定所連絡メッセージ2

管轄公共職業安定所又は
管轄地方運輸局所在地

電話番号

〒177-0044

練馬区

03-3929-3311

見本

交付年 月 日

センター 公共職業安定所

印

折り曲げ線

注意事項

- この証は、第1面の受給期間満了年月日までは大切に保管してください。もし、この証を滅失したり、損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けてください。なお、この証は、折り曲げ線以外では折り曲げないでください。
- 失業の認定、又は失業等給付を受けようとするときは、この証を失業認定申告書その他関係書類に添えて原則として管轄公共職業安定所又は管轄地方運輸局の長に提出してください。
- あなたが口座振込受給資格者である場合、支給金額欄の金額を、あらかじめ指定された金融機関の預貯金口座に振込む手続を、失業認定日に行いますので、その金融機関から支払を受けてください。この場合、その金融機関から支払を受けることができる日が、基本手当の支給日となります。
- 定められた失業の認定日に来所しないときは、基本手当の支給を受けることができなくなることがあります。
- 失業の認定を受けようとする期間中に就職した日があったとき、又は自己の労働によって収入を得たときは、その旨を必ず届け出てください。
- 偽りその他不正の行為によって失業等給付を受けたり、又は受けようとしたときは、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。
- 氏名又は住所若しくは居所を変更したときは、その後最初に来所した失業の認定日に届書を提出してください。
- 第1面に書かれている所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当(傷病手当)の支給を受けることができる最大限の日数です。
- 失業等給付に関する処分又は上記6の返還若しくは納付を命ずる処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 雇用保険審査官に対して審査請求をすることができます。
- 雇用保険について分からないことがあった場合には、公共職業安定所又は地方運輸局の窓口で御相談ください。

被保険者番号

求職番号

(バーコード貼付欄)

支給番号

(バーコード貼付欄)

雇用保険説明会 年 月 日 出席済

（第2面）

2014. 7

※公共職業安定所の印が無いものは無効となります。

(参考資料) 前納する場合の期間および納付すべき額

(単位：円)

※ () 内は割引額

(1) 2年前納

前納する月	平成30年4月		(参考) (毎月納付した場合)
	納付書	口座振替	
定額	378,580 (△14,420)	377,350 (△15,650)	393,000
付加	9,250 (△350)	9,220 (△380)	9,600
定額+付加	387,830 (△14,770)	386,570 (△16,030)	402,600

(2) 早割 (1ヵ月) 口座振替のみ

前納する月	平成30年4月から 平成31年3月までの各月
定額	16,290 (△50)

(3) 1年前納

前納する月	平成30年4月	
	納付書	口座振替
定額	192,600 (△3,480)	191,970 (△4,110)
付加	4,710 (△90)	4,700 (△100)
定額+付加	197,310 (△3,570)	196,670 (△4,210)

(4) 6ヵ月前納

前納する月	平成30年4月および 平成30年10月	
	納付書	口座振替
定額	97,240 (△800)	96,930 (△1,110)
付加	2,380 (△20)	2,370 (△30)
定額+付加	99,620 (△820)	99,300 (△1,140)

(5) 平成31年3月までの期間のすべての全額保険料を前納する場合

前納する月	平成30年									
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
定額	208,460 (△4,110)	192,600 (△3,480)	176,840 (△2,900)	161,020 (△2,380)	145,160 (△1,900)	129,240 (△1,480)	113,270 (△1,110)	97,240 (△800)	81,170 (△530)	65,040 (△320)
付加	5,100 (△100)	4,710 (△90)	4,330 (△70)	3,940 (△60)	3,550 (△50)	3,160 (△40)	2,770 (△30)	2,380 (△20)	1,990 (△10)	1,590 (△10)
定額+付加	213,560 (△4,210)	197,310 (△3,570)	181,170 (△2,970)	164,960 (△2,440)	148,710 (△1,950)	132,400 (△1,520)	116,040 (△1,140)	99,620 (△820)	83,160 (△540)	66,630 (△330)

前納する月	平成31年		
	1月	2月	3月
定額	48,860 (△160)	32,630 (△50)	16,340 (0)
付加	1,200 (0)	800 (0)	400 (0)
定額+付加	50,060 (△160)	33,430 (△50)	16,740 (0)

(参考資料) 前納する場合の期間および納付すべき額

(単位：円)

※ () 内は割引額

(6) 平成32年3月までの期間のすべての全額保険料を前納する場合

前納する月	平成30年							
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
定額	378,580 (△14,420)	363,430 (△13,230)	348,230 (△12,090)	332,970 (△11,010)	317,670 (△9,970)	302,320 (△8,980)	286,910 (△8,050)	271,460 (△7,160)
付加	9,250 (△350)	8,880 (△320)	8,500 (△300)	8,130 (△270)	7,760 (△240)	7,380 (△220)	7,000 (△200)	6,630 (△170)
定額+付加	387,830 (△14,770)	372,310 (△13,550)	356,730 (△12,390)	341,100 (△11,280)	325,430 (△10,210)	309,700 (△9,200)	293,910 (△8,250)	278,090 (△7,330)

前納する月	平成30年	平成31年						
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
定額	255,950 (△6,330)	240,400 (△5,540)	224,790 (△4,810)	209,130 (△4,130)	193,420 (△3,500)	177,590 (△2,920)	161,710 (△2,390)	145,780 (△1,910)
付加	6,250 (△150)	5,860 (△140)	5,480 (△120)	5,100 (△100)	4,710 (△90)	4,330 (△70)	3,940 (△60)	3,550 (△50)
定額+付加	262,200 (△6,480)	246,260 (△5,680)	230,270 (△4,930)	214,230 (△4,230)	198,130 (△3,590)	181,920 (△2,990)	165,650 (△2,450)	149,330 (△1,960)

前納する月	平成31年					平成32年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定額	129,790 (△1,490)	113,750 (△1,120)	97,660 (△800)	81,520 (△530)	65,320 (△320)	49,070 (△160)	32,770 (△50)	16,410 (△0)
付加	3,160 (△40)	2,770 (△30)	2,380 (△20)	1,990 (△10)	1,590 (△10)	1,200 (△0)	800 (△0)	400 (△0)
定額+付加	132,950 (△1,530)	116,520 (△1,150)	100,040 (△820)	83,510 (△540)	66,910 (△330)	50,270 (△160)	33,570 (△50)	16,810 (△0)

(参考資料) 前納する場合の期間および納付すべき額

(7) 平成30年6月までの期間の4分の3保険料を前納する場合

前納する月	平成30年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	48,910 (△240)	36,660 (△120)	24,480 (△40)	12,260 (0)

(8) 平成31年3月までの間の4分の3保険料を前納する場合

前納する月	平成30年						平成31年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	108,910 (△1,430)	96,970 (△1,110)	84,980 (△840)	72,960 (△600)	60,900 (△400)	48,800 (△240)	36,660 (△120)	24,480 (△40)	12,260 (0)

(9) 平成30年6月までの期間の半額保険料を前納する場合

前納する月	平成30年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	32,600 (△160)	24,430 (△80)	16,310 (△30)	8,170 (0)

(10) 平成31年3月までの間の半額保険料を前納する場合

前納する月	平成30年						平成31年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	72,580 (△950)	64,620 (△740)	56,630 (△560)	48,620 (△400)	40,580 (△270)	32,520 (△160)	24,430 (△80)	16,310 (△30)	8,170 (0)

(11) 平成30年6月までの期間の4分の1保険料を前納する場合

前納する月	平成30年			
	3月	4月	5月	6月
前納額	16,310 (△80)	12,230 (△40)	8,170 (△10)	4,090 (0)

(12) 平成31年3月までの間の4分の1保険料を前納する場合

前納する月	平成30年						平成31年		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額	36,330 (△480)	32,350 (△370)	28,350 (△280)	24,340 (△200)	20,320 (△130)	16,280 (△80)	12,230 (△40)	8,170 (△10)	4,090 (0)

(参考資料) 国民年金保険料の変遷

保険料を納付する月分	定 額	
	35歳未満	35歳以上
昭和36年4月～昭和41年12月	100円	150円
昭和42年1月～昭和43年12月	200円	250円
昭和44年1月～昭和45年6月	250円	300円
昭和45年7月～昭和47年6月	450円	
昭和47年7月～昭和48年12月	550円	
昭和49年1月～昭和49年12月	900円	
昭和50年1月～昭和51年3月	1,100円	
昭和51年4月～昭和52年3月	1,400円	
昭和52年4月～昭和53年3月	2,200円	
昭和53年4月～昭和54年3月	2,730円	
昭和54年4月～昭和55年3月	3,300円	
昭和55年4月～昭和56年3月	3,770円	
昭和56年4月～昭和57年3月	4,500円	
昭和57年4月～昭和58年3月	5,220円	
昭和58年4月～昭和59年3月	5,830円	

保険料を納付する月分	定 額
昭和59年4月～昭和60年3月	6,220円
昭和60年4月～昭和61年3月	6,740円
昭和61年4月～昭和62年3月	7,100円
昭和62年4月～昭和63年3月	7,400円
昭和63年4月～平成元年3月	7,700円
平成元年4月～平成2年3月	8,000円
平成2年4月～平成3年3月	8,400円
平成3年4月～平成4年3月	9,000円
平成4年4月～平成5年3月	9,700円
平成5年4月～平成6年3月	10,500円
平成6年4月～平成7年3月	11,100円
平成7年4月～平成8年3月	11,700円
平成8年4月～平成9年3月	12,300円
平成9年4月～平成10年3月	12,800円
平成10年4月～平成14年3月	13,300円

保険料を納付する月分	定 額	半額免除 (平成14.4～)	4分の1免除 (平成18.7～)	4分の3免除 (平成18.7～)
平成14年4月～平成17年3月	13,300円	6,650円		
平成17年4月～平成18年3月	13,580円	6,790円		
平成18年4月～平成19年3月	13,860円	6,930円	10,400円	3,470円
平成19年4月～平成20年3月	14,100円	7,050円	10,580円	3,530円
平成20年4月～平成21年3月	14,410円	7,210円	10,810円	3,600円
平成21年4月～平成22年3月	14,660円	7,330円	11,000円	3,670円
平成22年4月～平成23年3月	15,100円	7,550円	11,330円	3,780円
平成23年4月～平成24年3月	15,020円	7,510円	11,270円	3,760円
平成24年4月～平成25年3月	14,980円	7,490円	11,240円	3,750円
平成25年4月～平成26年3月	15,040円	7,520円	11,280円	3,760円
平成26年4月～平成27年3月	15,250円	7,630円	11,440円	3,810円
平成27年4月～平成28年3月	15,590円	7,800円	11,690円	3,900円
平成28年4月～平成29年3月	16,260円	8,130円	12,200円	4,070円
平成29年4月～平成30年3月	16,490円	8,250円	12,370円	4,120円
平成30年4月～平成31年3月	16,340円	8,170円	12,260円	4,090円

余白

— 年齢早見表 — (平成30年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和3	1928	90	昭和33	1958	60	昭和63	1988	30
昭和4	1929	89	昭和34	1959	59	昭和64/ 平成元	1989	29
昭和5	1930	88	昭和35	1960	58	平成2	1990	28
昭和6	1931	87	昭和36	1961	57	平成3	1991	27
昭和7	1932	86	昭和37	1962	56	平成4	1992	26
昭和8	1933	85	昭和38	1963	55	平成5	1993	25
昭和9	1934	84	昭和39	1964	54	平成6	1994	24
昭和10	1935	83	昭和40	1965	53	平成7	1995	23
昭和11	1936	82	昭和41	1966	52	平成8	1996	22
昭和12	1937	81	昭和42	1967	51	平成9	1997	21
昭和13	1938	80	昭和43	1968	50	平成10	1998	20
昭和14	1939	79	昭和44	1969	49	平成11	1999	19
昭和15	1940	78	昭和45	1970	48	平成12	2000	18
昭和16	1941	77	昭和46	1971	47	平成13	2001	17
昭和17	1942	76	昭和47	1972	46	平成14	2002	16
昭和18	1943	75	昭和48	1973	45	平成15	2003	15
昭和19	1944	74	昭和49	1974	44	平成16	2004	14
昭和20	1945	73	昭和50	1975	43	平成17	2005	13
昭和21	1946	72	昭和51	1976	42	平成18	2006	12
昭和22	1947	71	昭和52	1977	41	平成19	2007	11
昭和23	1948	70	昭和53	1978	40	平成20	2008	10
昭和24	1949	69	昭和54	1979	39	平成21	2009	9
昭和25	1950	68	昭和55	1980	38	平成22	2010	8
昭和26	1951	67	昭和56	1981	37	平成23	2011	7
昭和27	1952	66	昭和57	1982	36	平成24	2012	6
昭和28	1953	65	昭和58	1983	35	平成25	2013	5
昭和29	1954	64	昭和59	1984	34	平成26	2014	4
昭和30	1955	63	昭和60	1985	33	平成27	2015	3
昭和31	1956	62	昭和61	1986	32	平成28	2016	2
昭和32	1957	61	昭和62	1987	31	平成29	2017	1

— 年齢早見表 — (平成29年1月1日～12月31日)

和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢	和暦(年)	西暦(年)	年齢
昭和2	1927	90	昭和32	1957	60	昭和62	1987	30
昭和3	1928	89	昭和33	1958	59	昭和63	1988	29
昭和4	1929	88	昭和34	1959	58	昭和64/ 平成元	1989	28
昭和5	1930	87	昭和35	1960	57	平成2	1990	27
昭和6	1931	86	昭和36	1961	56	平成3	1991	26
昭和7	1932	85	昭和37	1962	55	平成4	1992	25
昭和8	1933	84	昭和38	1963	54	平成5	1993	24
昭和9	1934	83	昭和39	1964	53	平成6	1994	23
昭和10	1935	82	昭和40	1965	52	平成7	1995	22
昭和11	1936	81	昭和41	1966	51	平成8	1996	21
昭和12	1937	80	昭和42	1967	50	平成9	1997	20
昭和13	1938	79	昭和43	1968	49	平成10	1998	19
昭和14	1939	78	昭和44	1969	48	平成11	1999	18
昭和15	1940	77	昭和45	1970	47	平成12	2000	17
昭和16	1941	76	昭和46	1971	46	平成13	2001	16
昭和17	1942	75	昭和47	1972	45	平成14	2002	15
昭和18	1943	74	昭和48	1973	44	平成15	2003	14
昭和19	1944	73	昭和49	1974	43	平成16	2004	13
昭和20	1945	72	昭和50	1975	42	平成17	2005	12
昭和21	1946	71	昭和51	1976	41	平成18	2006	11
昭和22	1947	70	昭和52	1977	40	平成19	2007	10
昭和23	1948	69	昭和53	1978	39	平成20	2008	9
昭和24	1949	68	昭和54	1979	38	平成21	2009	8
昭和25	1950	67	昭和55	1980	37	平成22	2010	7
昭和26	1951	66	昭和56	1981	36	平成23	2011	6
昭和27	1952	65	昭和57	1982	35	平成24	2012	5
昭和28	1953	64	昭和58	1983	34	平成25	2013	4
昭和29	1954	63	昭和59	1984	33	平成26	2014	3
昭和30	1955	62	昭和60	1985	32	平成27	2015	2
昭和31	1956	61	昭和61	1986	31	平成28	2016	1

索引

カード No.	タイトル	概要
1	20歳になったとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 加入手続きの方法は？ ■ 納付方法は？ ■ 納付が困難な場合 ■ 年金手帳の見本は？
2	会社を退職したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要な手続きは？ ■ 納付方法は？ ■ 納付が困難な場合
3	配偶者の被扶養者でなくなり切り替え手続きを行うとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要な手続きは？ ■ 納付方法は？ ■ 納付が困難な場合
4	海外に居住するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 海外任意加入制度の内容 ■ お手続き窓口 ■ 納付方法 ■ 日本国内に転入した（帰国した）場合のお手続き ■ 任意加入をやめるとき
5	任意加入するとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年金額を増やすには ■ 納付方法 ■ 任意加入をやめるとき ■ 受給要件を満たすためには ■ 納付方法 ■ 任意加入をやめるとき
6	資格を喪失したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必要な手続きは？ ■ 保険料 ■ 手続きに必要な書類
7	年金手帳再交付申請	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年金手帳 ■ お手続き窓口 ■ 年金手帳（全体）
8	保険料額について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民年金の保険料 ■ 国民年金保険料の納付義務 ■ 納付方法
9	付加保険料と付加年金	<ul style="list-style-type: none"> ■ 付加保険料 ■ 注意事項
10	前納制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前納とは ■ 2年前納とは ■ 前納保険料額 ■ 手続き方法
11	後納	<ul style="list-style-type: none"> ■ 後納制度 ■ お問い合わせ先
12		
13	金融機関・郵便局・コンビニ等の窓口で納付	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現金で納付するときは ■ 納付書見本 ■ 電子納付（ペイジー） ■ 注意事項
14	口座振替	<ul style="list-style-type: none"> ■ 口座振替のメリット ■ 手続き方法 ■ 口座振替の早割制度とは ■ 注意事項
15	クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> ■ 手続き方法 ■ 注意事項

カード No.	タイトル	概要
16	申請免除・納付猶予制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 制度のご説明 ■ 対象となる方 ■ 年金を受け取る時はどう違うの？ ■ 手続き ■ 審査基準 ■ 免除・納付猶予・学生納付特例の承認期間 ■ 来年度以後は？ ■ 手続き後は？ ■ 将来の年金額を増やすには？
17	学生納付特例制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 制度のご説明 ■ 対象となる方 ■ 年金を受け取る時はどう違うの？ ■ 手続き ■ 将来の年金額を増やすには？ ■ 手続き後は？ ■ 卒業後に国民年金保険料が払えないときは？
18	法定免除制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 制度のご説明 ■ 対象となる方 ■ 年金の給付はどうなるの？ ■ 手続き ■ 免除ではなく、引き続き支払いたいときは？
19	保険料負担と年金額の関係は？	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料負担と年金額の関係
20	追納について	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「追納」とは？ ■ いくら納めればいいのか？ ■ 手続き ■ 注意点
21	事務処理誤りにかかる特例制度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事務処理誤りにかかる特例制度とは ■ お申し出いただける主な事例 ■ 特例保険料 ■ 注意点

カード No.	タイトル	概要
-	届書等・通知書等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民年金被保険者関係届書（申出書） ■ 国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書 ■ 国民年金第3号被保険者関係届 ■ 国民年金第3号被保険者特例措置該当期間登録（取消）届書 ■ 国民年金被保険者氏名・生年月日・性別変更（訂正）届 ■ 国民年金後納・特定保険料納付申込書 ■ 時効消滅不整合期間にかかる特定期間該当届 ■ 納付書の封筒見本 ■ 国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書 ■ 国民年金保険料口座振替開始（変更）のお知らせ および国民年金保険料口座振替額通知書 ■ 国民年金保険料口座振替額通知書 ■ 国民年金保険料口座振替辞退申出書 国民年金保険料預金口座振替辞退（取消）通知書 ■ 国民年金保険料クレジットカード納付（変更）申出書 ■ 国民年金保険料クレジットカード納付開始（変更）・額 通知書 ■ 国民年金保険料クレジットカード有効性確認結果通知書 ■ 国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書
-	（参考資料） 前納する場合の期間 および納付すべき額	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前納する場合の期間および納付すべき額
-	（参考資料） 国民年金保険料の変遷	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民年金保険料の変遷
-	年齢早見表	<ul style="list-style-type: none"> ■ 年齢早見表

— 索引 —

カード No.	タイトル	概要
-	必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ■ 必ず提出・添付するもの（全共通） ■ 申請免除、納付猶予の場合に添付するもの ■ 学生納付特例制度の場合に添付するもの ■ 法定免除の場合に添付するもの ■ 代理人がお越しになる場合に必要なもの（全共通）
-	申請書等・通知書等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ■ 国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届 ■ 国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書 ■ 国民年金保険料免除・納付猶予・学生納付特例期間の変更申請書 ■ 国民年金保険料学生納付特例申請書 ■ 学生納付特例取消申請書 ■ 国民年金保険料学生納付特例申請承認通知書 ■ 国民年金保険料学生納付特例申請却下通知書 ■ 国民年金保険料免除期間納付申出書 ■ 国民年金保険料免除理由消滅届 ■ 国民年金保険料免除理由消滅通知書 ■ 国民年金保険料追納申込書
-	必要書類見本	<ul style="list-style-type: none"> ■ 離職票 - 1 ■ 離職票 - 2 ■ 雇用保険受給資格者証

✓ 事務処理誤りにかかる特例制度とは

年金事務所や市区町村役場などで事務処理を誤ったことにより、国民年金保険料の納付ができなかった場合や各種手続きができなかった場合、申出（特定事由の申出）をし承認されると、**保険料（特例保険料）の納付や各種手続きをすることが可能になる制度**です。

✓ 申出ができる主な事例

- 年金事務所へ納付書を送るよう依頼したが、年金事務所ですら誤った処理を行い納付書が到着しなかったため、2年を経過（※）し国民年金の保険料が納付できなかったため、納付できるようにしてほしい。
- 市区町村役場で受け付けた届書について、処理が遅延し納付書が到着しなかったため、2年を経過（※）し国民年金の保険料が納付できなかったため、納付できるようにしてほしい。

（ ※国民年金法第102条第4項の規定により2年を経過した保険料については、保険料徴収権が時効によって消滅することから徴収することはできません。 ）

✓ 特例保険料

- 特定事由の申出が承認され、保険料を納付することができるようになった場合、後日、納付書（特例保険料）をお送りいたします。
- 特例保険料の金額については、事務処理誤りがあった当時の金額になります。
- 特例保険料の納付期限は、申出が承認されてから2年となります。

✓ 注意点

- 次の国民年金制度の事務処理を担当する機関の事務処理誤りがあり、保険料の納付や各種手続きができなかった場合に申出が可能となります。

厚生労働省・日本年金機構・市区町村・委託業者等・収納機関等

- 当時の状況について、関連資料を集め、できる限り思い出していただき、お申し出の時に関連資料の提出や内容説明のご協力をお願いします。
- 「事務処理誤りにより前納制度による割引後の額での納付ができなかったが、通常の保険料額での納付はできた場合」や「事務処理誤りにより追納申込みの時期が遅れたため、追納額が高くなった場合」などの金額についての申し立ての場合、特定事由の申出はできません。

届書コード
6 1 3 2

特定事由申出書(登録)

日本年金機構理事長 へて 平成 年 月 日

以下のとおり申出します。
また特定事由にかかる他の機関への調査について、日本年金機構に委託します。

〒 -

住 所

氏 名

電話番号 (申出者本人が自署した場合は、押印は不要です。)

日本年金機構

① 申出日	平成	年	月	日	
※ ② 個人番号 (または基礎 年金番号)					
③ 氏名	(フリガナ)				
④ 生年月日	5. 昭和				
	7. 平成				
					⑤ 性別
					男性・女性
⑥ 申出の理由や経緯などを詳しくご記入ください。(別紙に記載いただいても差し支えありません。)					

⑦ 申出期間	昭・平	年	月	日	～	昭・平
	昭・平	年	月	日	～	昭・平
	昭・平	年	月	日	～	昭・平

⑧ 申出する手続き及び納付(該当するものに「○」をご記入ください)

ア. 保険料の納付・付加保険料納付
イ. 任意加入の申出・申出期間の保険料の納付
ウ. 付加保険料の申出・申出期間の付加保険料の納付
エ. 免除・納付猶予の申請(一部免除の場合、一部保険料の納付を含む)
オ. 学生納付特例の申請
カ. 追納保険料の納付
キ. 後納保険料の納付

※ 基礎年金番号(10桁)で申出する場合は「②個人番号」欄に左詰めで記入してください

■ 添付書類

- ◇ 申し出の手続きを代理の方に委任する場合は、委任状
- ◇ 申し出の手続きを法定代理人が行う場合は、法定代理人であることを明らかにする戸籍謄本、登記事項証明書など
- ◇ 申出の根拠となる書類(お持ちの場合のみ)
 - ・ 届書・申請書などの控え
 - ・ 相談票(来訪)の控え
 - ・ お客様が録音した録音データ
 - ・ 日本年金機構の職員が作成し、お客様に交付した手紙
 - ・ 日本年金機構の職員が作成し、お客様に交付したメモ
 - ・ お客様の当時のメモ
- ・ 免除・納付猶予申請や学生納付特例申請に必要な証明書(当時の所得証明書や世帯の攻勢が確認できる証明書、在学証明書など)

■ 個人番号(マイナンバー)により申出する際の添付書類について

- ◇ 本人が窓口で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード(個人番号カード)を提示してください。お持ちでない場合は、以下の①および②を提示してください※1。
 - ・ マイナンバーが確認できる書類: 通知カード、個人番号の表示がある住民票の写し
 - ・ 身元(実存)確認書類: 運転免許証、パスポート、在留カードなど※2
- ※1 郵送で申出書を提出する場合は、マイナンバーカード表・裏両面または①および②のコピーを添付してください。
- ※2 上記以外の②身元(実存)確認書類については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。

■ 注意事項

- ◇ 『前納による保険料の割引』や『期間が経過したことによる追納加算額の増加』などの金額についての申出の場合、本制度は利用できません。
- ◇ 申し出から回答までに要する期間は約90日です。
- ◇ 本制度の申出が認められない場合、3カ月以内に文書または口頭で、社会保険審査官(地方厚生(支)局内)に審査請求(不服の申立て)ができます。

■ 手続きの流れ(事例: 納付ができなかったケース)

① 年金事務所へ特定事由該当申出書を提出	
↓	
② 日本年金機構にて審査を行い、お客様へ結果を連絡	
⇩	
③ 承認の場合	③ 不承認の場合
↓	↓
④ 承認通知書・納付書が到着	④ 不承認通知書が到着
↓	↓
⑤ 納付書により保険料を納付	⑤ 不服の申立てが可能

■ 提出先・お問い合わせ先

「国民年金 特定事由該当申出書」は、年金事務所にご提出ください。
なお、ご不明な点がございましたら、年金事務所にお問い合わせください。

20180401 A-01

(58の3)